

昭和電工の企業再建整備の考察

麻島 昭一

1. はじめに

筆者は先に『昭和電工成立史の研究』⁽¹⁾において、同社の成立前史から成立までを考察した。時期的には第二次大戦終了までに限定されていたから、その後の同社の状況は、別途考察されねばならなかった。敗戦後、昭和電工も同業者と同様に戦争終結による打撃、戦後の再建・復興に苦闘せざるを得なかった。本稿は、同社の戦後における再建過程を考察するが、とりあえず企業再建整備に限定し、経営体制の激変、企業集団としての再編や、多角的事業活動は別途

目 次

1. はじめに	1
2. 敗戦による打撃	3
1) 戦時末期の状況	
2) 工場の罹災	
3. 戦時補償打切りと賠償指定	5
1) 戦時補償打切りの影響	
2) 賠償問題	
4. 財閥解体過程における対応	10
1) 制限会社指定	
2) 持株会社指定	
3) 特別経理会社指定	
5. 企業再建整備の実施	17
1) 新旧勘定分離の実情	
2) 再建整備計画の内容	
3) 過度経済力集中排除法への対応	
4) 認可申請書の提出とその内容	
6. むすび	43
編集後記	45

分析されるであろう。

ところで、敗戦後の同社を取り巻く経済環境は、占領政策の実施と不可分の関係にあり、同社の企業活動も日本の非軍事化・民主化を掲げる占領政策によって規定される面が強かった。財閥解体に象徴される経済面の一連の占領政策は、いわゆる財閥だけでなく、同社のごとき独占的大企業にまで及び、同社の企業活動は数々の制限を受けたわけである。後述のように、占領軍総司令部（GHQと略す）は、占領とほぼ同時に軍事費の支払停止、戦時補償の打切りを指令し、さらに賠償指定、財閥解体の前提として持株会社指定、財閥本社の解散、財閥家族の追放など次々に命令した。昭和電工はGHQからいわゆる財閥とは見なされなかったが、独占的大企業として制限会社、特別経理会社、持株会社に指定され、昭電コンツェルンの解体を余儀なくされる。そして企業再建整備法の下、敗戦による損失の処理と、軍需産業から平和産業への体質転換作業をすませ、正常かつ大規模な化学工業企業として自立し、同社を中核とする企業集団を再構成する新たな出発点に立つ。

ひるがえって諸企業の戦後再建整備過程については、意外と実証的研究が少なく、企業の発行する社史においても無視されるか、簡単ないし平板な記述しかない。思うに再建整備の内容、特に敗戦で発生した諸損失をどう処理し、新たな企業活動に入れたのかは、複雑な財務的操作が絡んでいるだけに、多くの場合避けて通っている感がある。確かにわかりにくいことは事実であるが、企業の再建整備過程の実態がブラックボックスのままというのはおかしい。本稿は、企業再建整備における昭和電工の事例を実証的に提示することを含意している。さらにいえば企業再建整備は、当初の一連の占領政策の推進、対ソ冷戦構造を意識してのアメリカの非軍事化・民主化政策の緩和・転換を背景としているだけに、背景との関連を意識しなければ理解しがたい。もちろん昭和電工の再建整備も例外ではない。

本稿の課題は、第一に、昭和電工が敗戦後直面した経済的打撃と、財閥解体に象徴される占領政策への対応を解明すること、第二に、同社の企業再建整備の実施過程を検証し、いかに敗戦による損失を処理し、再出発の基礎を形成したかを考察することである。

したがって本稿は、敗戦から戦後処理・再建がほぼ終了する昭和24（1949）年頃までの「昭和電工の再編成」を取り扱う。幸いにも同社には考察対象時期の内部資料⁽²⁾が残されていたので、それらに依存するが、系統的保管ではないため断片的にならざるを得ない。

なお、昭和電工の戦後再編成過程には、周知の「昭電疑獄事件」が含まれている。創業者の流れを汲む森晧（社長）体制が、外部から乗り込んだ日野原節三体制に取って代われ、その日野原が疑獄事件で失脚して、別な経営陣が構成されるというめまぐるしい経営体制の急変があり、同業者にはない同社固有の問題を内包している。同社の企業再建整備は、経営体制の急変の中で進行した以上、経営体制の変化の説明が必要であるが、紙幅の関係もあり別稿での考

察を予定する。

(1) 麻島昭一・大塩武『昭和電工成立史の研究』日本経済評論社、1997年。

(2) 同社の内部資料にはファイル名が与えられ、一連の番号(頁に相当)が付いている。本稿では使用した資料につき、ファイル名と番号を明示しておく。たとえば「D-7 制限会社①」(32281)のごとくで、Dは「戦後再建関係」のブロックであり、「ファイル名」と一連番号(括弧内の数字)を表す。

2. 敗戦による打撃

1) 戦時末期の状況

本論に入る前に第二次大戦末期の昭和電工がいかなる状況にあったかに触れておこう。すなわち軍需生産、特にアルミ生産に追われ、業績は最高潮にあった。敗戦直前の経済雑誌における昭和電工についての記事を探すと、3つの記事が発見される。1つは、「原鉱対策成る昭和電工、成績順調に推移」『東洋経済新報』(昭和19年11月4日、14~5頁)であり、もう一つは「昭和電工の使命、真面目発揮の年、業績さらに向上せん」『ダイヤモンド』(20年1月1日、12~3頁)である。いずれも航空機生産に必要なアルミ確保の観点から昭和電工の対応を問題としている記事である。

『東洋経済新報』の記事では、「アルミ生産会社に於ける当面の重要問題の一は原鉱の確保乃至その処理方法如何にある。……ポーキサイトの南方依存度の緊迫するに伴ひ、こゝ数ヶ月来特に問題となつてゐる訳である。ポーキサイト入荷減の場合に備へて北支及満州の礬土頁岩、内鮮の明礬石、福礬土其他の至近資源のアルミ化の急速に進捗しつつあるのがそれだ」と述べ、昭和電工の場合「既に試験済の方法(高濃度アルカリ法)を実施すべく、今春以来工場諸設備を建設中であつたが、遅くも年内には完成操業開始の運びにあり、其の暁にはアルミナ生産は相当増加する筋合にある。それは神奈川県旧工場に隣し、ポーキサイトでも礬土頁岩でもその操作に応じて処理し得る、詰りバイヤ法と高濃度アルカリ法との併用であつて、当社のアルミナ生産はその点著しく機動性を持つ事になる。而も旧工場で既に試験済のものを拡充するのだから懸念はない。……何れにせよ当社の原鉱処理対策は既に成つたと称してよく、同業他社中でも早い方である。今後は、戦局の發展如何にも依るがその時その時の事態に即応し得る体勢にあることは心強い。」と説明している。そして「電解工場の方も福島県工場の増設工事進み、又傘下の朝鮮電工も来夏には操業開始の予定であり、更に朝鮮軽金属(前朝鮮理研軽金属)も着々立直りつゝある。斯くて直営、傍系の各工場を通じて軽金属界に占める位置を高め、且戦力増強にその重大責務を果してゐる現況だ」と加えている。

他方、『ダイヤモンド』の記事は敗戦の年であるが、アルミ生産の2つの流れ、すなわち「国産資源を国内技術に依つて処理せんとする流れ」(昭和電工、住友化学等)、「海外資源を国

外技術に依って処理せんとする流れ」(日本アルミ、日本軽金属等)があって、戦局の不利から原鋳の輸入困難を招き、前者が実力発揮、昭電は創業以来最高の業績と説明する。そして昭和電工の体質を次のように説明する。

「電極部門に於ける生産高は自家用を含めて、本邦生産高の〇割に達してをり、肥料部門に於ける硫安は硫安専門会社の不振を尻目に堂々最高記録を出してをり、石灰窒素亦電気化学に次ぐ生産を挙げてゐるのである。その他電炉部門に於ける研削材、フェロアロイ、薬品部門に於ける火薬原料増産等当社の地位は戦時日本の中枢部を占めるに至つてゐるのである。而も、当社の事業はその総てが電力事業である。従つて、電力利用の如何が今後の問題になつて来るのであるが、……当社の電力利用は一頭群を抜いてゐる。その点、全く不安はなく、今後は拡充部面を如何に本格化すかにある訳である」

以上のように、敗戦直前の当社は、アルミ生産を最優先しながら、火薬を含め化学工業としての多角経営を続け、企業規模は大膨張を遂げて、業績は創業以来の最高値に達していた。軍需大企業として同社の地位は高かつたのである。但しアルミ原料確保は次第に困難となり、経営も次第に苦しくなりつつあつた。

因みに3つ目の「新社長と昭和電工」『東洋経済新報』(昭和20年5月5日、7頁)では、「鈴木老社長が退き、若い森新社長を迎へ……当社の使命が超重大であり、且つ局面必ずしも樂觀出来ない現況から推して、新社長の努力、手腕に俟つところ大きい」と簡単な記事であつた。森新社長とは、創業者森蘆昶の長男森晄のことである。

2) 工場の罹災

軍需大企業であつた当社の生産施設が、戦時末期に爆撃の対象となつたのは当然であつた。しかし工場の性格、立地によって大きな差があつたことも事実である。すなわち「当社は電気化学工業という性格上、工場が各地に分散してゐたため、この空襲による直接的被害は比較的少なかつた」⁽¹⁾といわれ、川崎、横浜、興津の3工場が戦災をうけている。のちGHQへ提出した資料では、「戦災に因り破壊又は焼失」額として川崎工場が22,909,139円、興津工場が42,278円と記載され⁽²⁾、昭和19(1944)年3月時点での固定資産総額の約15%に当たるものであつた。

最大の被害は川崎工場であり、20年4～8月に7回の爆撃や機銃掃射をうけ、「内地最大の硫安生産能力を誇る同工場も、これによって全設備の74%を失ひ、その機能を停止させられた」のである⁽³⁾。やや詳しくいえば、川崎工場は敗戦間際の8月1日の爆撃がもっとも激烈で、被弾数300発(それまでと合わせれば500発)、随所に直径10米の大穴があき、瓦礫の山が築かれた。ただし「機械装置、建屋等の被害は全工場の約72%にも達する損傷であるが、硫安工場

の心臓部とも云うべき合成工場は殆ど無傷であり、その能力は十分役立ちうる事が判明していた」のがまだ幸いであった⁽⁴⁾。実は合成工場の無傷が戦後の硫安生産再開に大きく寄与することになる。

アルミの横浜工場は同年2月に焼夷弾攻撃を受け、水晶石工場関係に被災、興津工場は8月に艦載機の機銃掃射をうけ硝酸カリに引火して第2工場・倉庫を焼失したが⁽⁵⁾、致命的な損害ではなかった。

以上のごとく、川崎工場自体は壊滅したが、地方の諸工場は無傷であり、当社全体では戦争被害は軽かったというべきであろう。したがって戦後の当社復興は、致命的打撃をうけた他の軍需大企業よりもまだましであった。

(1) 昭和電工株式会社社史編集室編『昭和電工五十年史』昭和52年、101頁。

(2) 「D-12集排法、再建整備法、経理応急措置法関係②」(以下、「D-12集配法等②」のごとく略す)所収の22年12月提出「会社一般資料」の別表(其の3)「主要な固定資産の処分の説明」(33316)。なお、同表には横浜工場の被害額は記載されていない。

(3) 『昭和電工五十年史』101頁。

(4) 昭和電工株式会社川崎工場『川崎工場史(稿)』85～7頁参照。

(5) 『昭和電工五十年史』101頁。

3. 戦時補償打ち切りと賠償指定

1) 戦時補償打ち切りの影響

敗戦後、占領軍が打出した経済面での占領政策は、前述のように非軍事化・経済民主化を掲げたが、財閥解体に先立ち戦時補償の打ち切りと賠償指定を進行させた。のちにみる会社経理応急措置法や企業再建整備法の制定は、これらの打撃への緩和も含意されていたが、まず戦時補償打ち切りと賠償指定が昭和電工に及ぼした影響を整理しておこう。

昭和電工を含む軍需企業は、政府に巨額な戦時補償の請求権を有していた。企業側は戦時補償が実行されることを期待したが、GHQは「戦争は儲からぬもの」と知らしめるためにも、昭和21(1946)年8月戦時補償打ち切りを指令した。当然、補償が得られない企業側には巨額の損失が発生し、存続が脅かされる公算が大であった。戦時補償は法的な根拠を持つ、いわば政府の公約であったから、打ち切りは手続き上も何らかの措置を必要とした。そこで急遽戦時補償特別措置法を制定、100%課税によって請求権と相殺する方式が取られた。

各社で戦時補償打ち切りの影響を異にするが、『東洋経済新報』が伝える昭和電工の補償打ち切り問題は次のようである。

「補償打ち切りによる昭和電工の影響は、意外とするほど軽微である。一般補償が1700万円、戦争保険金が1億円、合計1億1700万円である。しかも戦争保険金1億円が打ちられる実際

の影響は大約7000万円と想像され、結局この程度の穴埋めをすれば済むからである。

ところで、本年3月末現在に於ける当社の払込資本金は1億5250万円で、積立金勘定は2200万円である。固定資産1億6740万円、製品勘定が1億⁷⁷万円を上回っている。何れの点から見ても7000万円程度の穴埋めにことを欠かない。ことに固定資産、製品勘定は、評価の仕方にもよるが、おそらく一寸した操作を加へれば、さしたる無理なしに現社容を維持してゆけるだらう。」

「たゞ当社にとって最も大きな問題は、賠償の帰趨如何である。在外資産は朝鮮電工への投資が1250万円、その他を合して2500万円だが、賠償勘定は5、7千万円に上る筈だ。補償打切り7000万円を処置した後で、更にこれらの穴埋めをせねばならぬとすれば、当社とて決して楽観を許さなくなる。……賠償対象工場は、横浜、大町、喜多方であるが、果して右諸工場が全部的に撤去されるかどうかはなほ疑問だ」⁽¹⁾

昭和電工には「軽微」という見方をした同誌は、同業の三菱化成については厳しい見方をしている。

「三菱化成は現在約3億2300万円の借入金を持ってゐる。うち3億円は三菱銀行からの借入金だが、金額が大きいだけにその整理は容易でない。当社の軍需補償額は約8000万円で、ほかに朝鮮工場などの在外資産約4700万円があるが、軍需補償を全面的に打切られるとすると、さなくとも容易でない借入金の整理は頗る困難である。

それに当社には黒崎工場の硫酸設備その他の賠償撤去問題がある。この部門を賠償として撤去されることになると化学肥料の生産にも支障を来す訳で、これらの問題整理のためには、第2会社を設立して漸次的な解決策を採ることが必要とならう。

軍需補償全面的打切りの場合切捨てを必要とする資産は、在外資産を含めて合計1億2000万円内外で、これは拡張資産をも含めた固定総資産2億6000万円の約5割近いものに相当する。これだけの資産を切り捨て、その埋合せをすることは相当の難事であるが、このうちには不要施設として売却可能な部分もあり、又手持原材料の評価益も相当にある。昨年上期末現在の手持材料は約6600万円あるが、評価益6、7000万円を出すことは困難でない。従って、当社の場合も、今後の見透しは第2会社案の具体的内容と、債務整理に関する政府当局の処理方策如何にかゝっている。何れにしても、早急3億円の借入金を整理するは到底不可能だらう。」⁽²⁾

他方、同業者日新化学については、楽観的な観測を同じく『東洋経済新報』がおこなっている。

「日新化学工業（旧称住友化学工業）の軍需補償請求額は約1億2000万円、その殆ど大部分は一般補償で、契約打切関係は約百万円程度である。これは戦時中の当社の製品が直接軍需

の最終製品でなかったためである。従って当社には前受金勘定もない。

一方、当社の戦災被害は春日出工場が3割程度と新居浜のアルミナ工場の一部が損傷しただけで、主力新居浜の肥料工場を始めとして各工場は何れも健在だから、全体としては大したことはなかった。

処で、当社は延期中の決算を去る6月末に締切ったが、未だ内容の詳細は分らないが、大体、固定資産に約3億円、製品、半製品、材料等に約6000万円を計上し得る模様だ。周知の通り、当社は資産償却が手厚いから、これら資産の評価替で、軍需補償打切りによる損失は、十分に補填してなほ余りあらう。」⁽³⁾

日新化学はこのように、3社比較では、三菱化成はもちろん、昭和電工よりもさらに楽観視されている。

その後、戦時補償打切りが確定した時点での記事では、次のように楽観視されている。

「昭和電工の戦時補償打切りによる要補填額は、賠償撤去による損失をも見込んで1億4600万円である。そのうち訳は在外資産2800万円、戦災保険金5000万円、兵器助成法関係その他1800万円、繰越損5200万円となっている。

ところで、その穴埋については一般に業界中での悲観を以て目されていたものだが、昨年8月10日の特別決算に基づいた結果によれば、予想外に楽に切抜け可能となっている。すなわち当社の積立金勘定は法定579万円、別途500万円と計1079万円である。むろん、この分は切りすてられる。とすると要補填額の残りは1億3500万円だが、棚卸勘定の評価益を80%に計算して尚ほ1億6500万円を見込めるから補填に何等こと欠かないですむわけだ。減資乃至第2会社の整理方式を採らざるを得ない会社に較べれば、非常な恵まれ方というべきで、流石に腐っても鯛の感がある。とは云へ、評価益を相当程度吐き出し、積立金が零となる当社の今後の経営は、当然それだけ苦しくなることは争えないところで、その点経営者にしても従業員にしても些かの楽観があってはならない」⁽⁴⁾

因みに、この時点になると三菱化成への見方も好転して、次のように変っている。

「当社（三菱化成のこと）は軍需補償打切りの打撃がない。即ち特別損失は総額6800万円だが、これは積立金2400万円と固定資産の特別償却繰戻しで補い得るからである。即ち固定資産の帳簿価格は1億5600万円だが、その評価益は6000万円を前後する見込みである。したがって当社の再建整備は容易に行われうる。」⁽⁵⁾

以上のごとく、昭和電工だけでなく、同業2社も含めて、軍需生産といっても直接兵器生産に関わっていなかったために、軍需補償打切りの打撃も何とかカバーし得るとみられている。事実、のちに考察するようにそのことが証明されることになる。

(1)「昭和電工 影響意外に軽微」『東洋経済新報』昭和21年8月3日、16頁。

- (2)「三菱化成 早急整理は困難」同上、17頁。
- (3)「日新化学工業 補償打ち切りの影響は軽微」『東洋経済新報』昭和21年8月24日、17頁（特集「主要会社整理の方向」の一部）。
- (4)「昭和電工 評価益で補填可能」『東洋経済新報』昭和22年3月1日、18頁。
- (5)「三菱化成 分離後も好調か」『東洋経済新報』昭和22年4月26日、21頁（特集「解体する独占企業(2)」の一部）。

2) 賠償問題

次に、賠償指定についてみよう。昭和電工も昭和21(1946)年8月と11月に賠償指定を受けた。すなわち「広田工場の苛性ソーダ工場と過塩素酸アンモン工場、横浜工場の硫酸工場が、8月13日に賠償指定工場として保安全管理指令を受け……11月20日には富山工場が、軽金属工業における賠償指定工場として同様の指令を受けた」⁽¹⁾のである。

同年9月時点で『東洋経済新報』はその影響を次のように伝えている。

「広田工場の電解曹達設備は年間能力1,080トンに過ぎず業界では規模の小さい部類に属し、これが撤去されても当社への影響は少ない。たゞ自家用として、当社事業の一環をなす設備であっただけに、一応の不便は争へない。しかしその対策として、横浜工場の電解設備の活用がなされる筈だし、帳簿価格も100万円足らずの設備だから、この意味での補填にも事を欠かない。

一方、横浜工場の接触硫酸設備に就ては、少しく問題がある。帳簿価格の上からは、これも200万円と推定される程度だから、賠償が補償されなくとも打撃は軽微だが、他事業即ち肥料生産に支障を来すからだ。

元々川崎工場の肥料生産と横浜工場の硫酸設備は密接不可分の関係にあり、川崎工場が業界に先んじて増産の実を示し得たのも横浜工場あってのことだった。この点経営当局者も、特別措置の考慮を期待して、肥料生産に支障なからんやう努力してゐるやうだ。

要するに、賠償設備の影響は当社の場合、事業的には楽観を許さぬ乍ら、金額的には僅々300万円足らずで問題にならない。寧ろ、依然として軽金属3工場の帰趨が注目される。それと、より決定的には補償打ち切りによる打撃1億1700万円及び在外資産2500万円を何う処置するかである。」⁽²⁾

結論は影響軽微であり、問題にならないとの見方である。

賠償問題の帰趨の背景には、アメリカ占領政策の大きな転換がある。1947年末ごろから日本を対ソ防壁にするために、アメリカは日本の経済力を回復させる必要を意識し、それまでの非軍事化・民主化の諸改革を緩和する態度に転じた。連合国間に強行取り立ての主張があった賠償問題も、遂にアメリカに押し切られて緩和することになったわけである。アメリカ内部でも賠償問題処理には複雑な経緯があり、たびたび調査団が派遣されて報告書が発表されていた。

最後のストライク調査団は、その前のポーレー勧告を否定した。すなわち、「ポーレーが日本の過剰設備能力を撤去して、アジア近隣諸国の工業化に寄与させようとしていたのに対し、ストライクは、アジア諸国＝原料供給者、日本＝工業製品供給者という戦前期のパターンを復活するほうが双方の利益になるという認識に立って、日本経済の復興に必要な設備は残置し、不要部分（主として旧軍用設備）だけを撤去して引き渡すよう勧告していた」⁽³⁾

「その結果、鉄鋼、火力発電、工作機械、ベアリング、石油精製等、重化学工業の主要部門はほとんど撤去の対象から外されてしまった」⁽⁴⁾のである。昭和電工の賠償指定設備は日本の賠償全体からいえば微々たるものであったが、大きな流れの中で指定解除の道を歩むことになる。同社自身、指定設備の処理を次のように説明している。

「その後（指定後－引用者）、広田の苛性ソーダ工場は22年1月に使用許可を受けて同年6月から生産を再開したが、過塩素酸アンモン工場は、賠償指定と同時に生産を中止したまま、23年6月、GHQから施設撤去の命令を受けて全設備を解体した。横浜の硫酸工場は設備の荒廃が激しかったため、22年1月に運転を休止した」⁽⁵⁾

そして24年5月、アメリカは中間賠償計画の30%の線で打切ることを声明した。経済雑誌は、事実上の賠償中止を伝える記事で次のように指摘している。

「その後（指定を受けた以後）、当社は肥料増産の至上命令によって、賠償指定による打撃はなきが如き観を呈しているから、今回の中止命令によって実際の好影響は薄い。しかし、心理的にも、また全体の経営方針を確立する見地からも相当の好影響であること謂うまでもないであろう。」⁽⁶⁾

なお、広田・横浜工場は最終的には27年4月に賠償指定を解除されている。

同じ経済雑誌は、同業の日新化学については賠償中止で好影響⁽⁷⁾、三菱化成は影響僅少⁽⁸⁾と評価している。同業両社においても、結局、賠償による打撃は軽微であり、生産復興の阻害とはならなかったのである。

(1) 『昭和電工五十年史』103頁。

(2) 「昭和電工 硫酸設備に悩み」『東洋経済新報』昭和21年9月21日、17頁。

(3) (4) 大蔵省財政史室編『昭和財政史－終戦から講和まで 3 アメリカの対日占領政策』(以下『昭和財政史 3』と略す) 359頁。

(5) 『昭和電工五十年史』103～4頁。

(6) 「昭和電工 軽微な好影響」『東洋経済新報』24年5月28日、41頁。

(7) 日新化学についての記事では次のように説明されている。

「日新化学は、新居浜本工場のうち接触硫酸工場（第1、第3号設備）、苛性ソーダ工場（全工場設備）、合成ゴム工場（中間実験設備、御代島工場）と、大阪春日工場の接触硫酸設備および、鶴崎工場のT.N.T工場（全設備）が賠償工場に指定されている。

このうち、苛性ソーダ工場を除いた全部が操業中で新居浜の硫酸は肥料部門に供給し春日工場

の発煙硫酸は染料中間体の製造に供されている。又、合成ゴム工場は目下ペニシリンの生産に転換しており、最近千リッタータンク3基を増設し、10万単位で月1万本程度を出している。鶴崎工場も次ニトロベンゾール、トルオールなど染料中間体の製造に転換、操業中である。

これら賠償指定設備の帳簿価格は合計218万円程度であるから当社全体としてはそれ程問題ではないが、これも時価にすれば2億円程度には評価されるであろうし、硫酸設備は硫酸製造と関連があるので、賠償指定が解除されれば、好影響ではある。」(「日新化学 硫酸解除で好影響」『東洋経済新報』24年5月28日、40頁)

(8) 三菱化成についての記事では、次のようである。

「三菱化成の賠償指定工場は黒崎の合成ゴム設備と淀川工場の電解苛性ソーダ設備であるが、合成ゴム設備は小規模なもので問題でない。淀川工場は帳簿価格にして60万円程度のものであるが、現在、苛性ソーダ(生産能力日産5トン)、D.D.T合成塩酸、液体塩素の生産を行っているので、賠償解除となればそれだけプラスになる。が、当社全体の生産から見れば小さなものである。」(「三菱化成 影響は僅少」同、40頁)

4. 財閥解体過程における対応

1) 財閥解体作業における昭電の取扱

さて敗戦後、占領軍は直ちに財閥解体を経済の非軍事化・民主化の大きな柱として打ち出したが、昭和電工は10大財閥には指定されなかったものの、その流れの中での対応を迫られた。すなわち、一連の経過を列記すると、昭和21(1946)年5月13日付で制限会社に指定され(25年8月4日解除)、同年8月11日付で特別経理会社に指定され(24年10月31日解除)、同年8月賠償指定を受け(27年4月解除)、同年12月に持株会社に指定され(26年3月解除)、23年2月8日付で過度経済力集中排除法の該当会社に指定され(24年4月15日解除)、企業活動は大きく制約された。そして22年には公職追放令により経営陣の多くが辞任せざるを得ず、メンバーは一新された。

一体どのような占領政策の中で昭和電工は対処し、再編成されていったのか、諸指定の順序を追って具体的に対応を検証してみよう。

1) 制限会社指定

昭和20(1945)年11月、早くも財閥解体の対象となる企業に予め枠をはめて現状変更を防止する措置がとられた。すなわち「会社の解散の制限等の件」(昭和21年勅令第657号、11月24日公布、以下「会社制限令」と略す)が出され、資本金500万円以上の会社が事業の譲渡・解散をおこなう時、財閥本社や指定された者が財産を処分する時、大蔵大臣の認可を要することにされた。当時、500万円以上の企業は900社を数え、代表的企業は網羅されたことになる。制限会社の指定は21年3月から逐次おこなわれ、財閥本社を筆頭に親会社47社、それらの傘下企業など指定企業数は1,203社に及び、その中に5月13日付で指定された昭和電工関係では17社が

含まれている。GHQの方針が対象をいわゆる財閥から独占の大企業へと拡大したため、昭和電工なども含まれることになったわけである。

指定されてすぐに大蔵省から昭和電工に「制限会社調査表」提出の命令がきている。当時のニュアンスを示すために通達を次に掲げよう。

「理秘第347号

昭和21年5月17日

大蔵省理財局長

昭和電工株式会社御中

本年5月13日付聯合國最高司令部の指令（別紙第1号—引用者が別紙省略）に依り貴社及其の關係会社を「制限会社」に追加指定せられた故同司令部の制限会社に対する各種指令（別紙第2号）で指示せられた総ての制限を確実に遵守すると共に調査報告書を別記の要領で作成して所定の期間内に必ず大蔵省に提出せられ度尚關係各会社に対しても右の趣を速かに通達せられ度く命に依って此段通牒する

追って本通牒の要領、關係会社への通達及關係会社が其の通達を受領した月日を貴社で取纏めの上折返し当局經濟課へ回報せられたい

尚本件通牒に付ての關係会社への連絡は総て貴社を其の責任者とする故了知せられたい

記 (内容は第1表参照)⁽¹⁾

大蔵省への提出日は、GHQの期限の数日前に設定し、原文ではたとえば「昭和21年6月22日（指令受領後45日以内だから司令部への提出期限は6月27日だが、整理の都合上大蔵省への提出は前記期限厳守のこと）」とある。和文は1部だが、英文は6、7部を要し、短期間に關係会社分まで取り纏めるのは大変だったと思われる。

指定された關係会社は、昭和電工が資本金額の1割以上を所有する25社のうち、姫川電力、昭栄興業、昭和黒鉛、東北振興アルミニウム、日本コークス工業、昭和炭酸、東洋研削砥石工業、北海道炭素工業、北日本鋳業、昭和合成化学工業、樺太炭業、日本油化工業、日本燃化機

第1表 調査案件の提出手続き

調査案件	調査期間	大蔵省への提出期限	(司令部への提出期限)	提出部数	提出先	提出方法
AG3191 (1945年10月22日) ESS/IEに依るもの	1945年を含む過去11ヶ年	昭和21年6月22日	6月27日	英文 6部 和文 1部	大蔵省理財局 經濟課	各社で夫々作成の上親会社で一括して「提出会社一覧表」を添付すること
AG004 (1945年12月8日) ESS/ACに依るもの		昭和21年5月22日	5月27日	英文 2部 和文 1部	同上	
AG3191 (1946年1月19日) ESS/ACに依るもの		昭和21年6月7日	6月11日	英文 7部 和文 1部	同上	
AG150 (1946年2月23日) ESS/ACに依るもの		昭和21年5月25日	5月27日	英文 7部 和文 1部	同上	

製造、赤沢炭鉱、日本研磨材工業、日本合板船、朝鮮電工の17社（会社内容は別稿で考察予定）であった。

制限会社調査表は、会社の概要、役員の実歴、財務諸表を含む詳細なものであった。

企業行動の制限は広範囲に設定され、たとえば借入・社債発行はもちろん、配当率の制限、役員俸給の支払制限、工場再建の設備投資、従業員社宅建設、不要財産の処分をはじめ細かいことまで許可を要するため、煩瑣な手続き、認可遅延に企業は悩まされたという⁽²⁾。

他方、昭和電工の内部資料によれば、同社が持株会社に指定される前、すなわち同21年8月1日付で持株会社整理委員会設立準備室からも昭和電工へ調査依頼状がきている。

「拜啓 時下益御隆昌之段奉賀候

陳者今般当委員会ニ於テ勅令第657号ニ依リ制限会社ニ指定セラレタル会社ノ調査ヲ致度ク候間甚乍御手数別紙各項御記入ノ上御返送被下度御願申上候

尙当委員会発足ノ上ハ何カト御連絡有之哉ト存候ヘハ宜敷願上候 敬具」⁽³⁾

前掲大蔵省の調査依頼とこの持株会社整理委員会の調査依頼との関係は明らかでないが、前者はGHQからの命令であり、後者は委員会独自と思われ、発足にあたっての資料準備であろう。

また、持株会社整理委員会は昭和電工ら制限会社の「常務ノ監督」をおこない、そのため企業行動は制限されている。昭和電工にきた同委員会の指示は次のようなものであった。

「委員会指示第15号

昭和22年1月27日

持株会社整理委員会

委員長 笹山忠夫

昭和電工株式会社

取締役社長 森 暁殿

貴社常務ノ監督ニ関スル件

本委員会令第9条第3号ノ規定ニ基キ昭和21年12月7日以降貴社ノ常務ノ執行ハ本委員会ニ於テ指導監督ヲ為スコトナリマシタカラ今後追而指示スル迄ノ期間ニ於ケル常務執行ニツイテハ左記ニ依ラレ度右回令第18条及第19条ノ規定ニ従ヒ指示致シマス

左記

- 一、毎月末迄ニ翌月中ノ収支及金繰予算書ヲ提出シ当委員会ノ事前承認ヲ受ケルコト但シ必要ニ応シ3ヶ月ヲ超エザル期間ノ収支予算ニツキ一括シテ承認ヲ受ケルコトガ出来ル
- 二、予算項目及ヒ金額ニ変動ヲ生スル場合又ハ予算ニ計上サレサル収支ヲ生スル場合若ハ予算超過トナル場合ハ遅滞ナク当委員会ノ事前承認ヲ受ケルコト但シ現業部門固有ノ取

引デアッテ緊急ヲ要シ事前承認ニ依リ難キ場合ハ1口10万円以下ノ支払ニ限り追認ノ形式ニ依ル事が出来ル

三、翌月20日迄ニ当月中ノ実績ニツキ左記報告書ヲ提出スルコト（尚翌月20日迄ニ提出不能ナル場合ハ其ノ旨届出ラレ度キコト）

（イ）当月末現在貸借対照表（前月末対増減比較付記）

（ロ）当月中収支実績表（予算額対比）

（ハ）当月中生産、販売等業績報告書

備考 本指示ニ関スル事務ハ本委員会監理部ニ於テ取扱フ⁽⁴⁾

この後追いかけるように第17号が2月10日付で発せられている。

「 貴社常務ノ監督ニ関スル件

貴社ニ対スル常務ノ監督ニ付テハ昭和22年1月27日付委員会指示第15号ヲ以テ指示申上ケマシタカ左記行為ニ付テモ今後当委員会ノ事前承認取得ノ上結果御報告願上度右ハ従来履行シテ頂テ居ル事項テスカ為念本委員会第18条及第19条ノ規定ニ従ヒ指示致シマス

左記

- 一、株主総会又ハ社員総会ノ開催ニ関スル行為
- 二、役員ノ就退社ニ関スル行為
- 三、給与規定其他会社内規ノ重要ナル変更ニ関スル行為
- 四、金融機関ヨリ資金ノ借入ヲ為シ又ハ債務ニ対シ担保ヲ提供スル行為
- 五、債務ノ引受又ハ債務ノ保証ヲ為ス行為
- 六、一切ノ裁判上ノ行為

（備考）本指示ニ関スル事務ハ本委員会監理部ニ於テ取扱ヒマス⁽⁵⁾

以上、二つの指示通達は、昭和電工の企業行動を重要なものばかりでなく、日常活動にまで事前承認の形で制約するもので、言葉こそやや丁寧であるが、内容は広汎且つ厳しいものであった⁽⁶⁾。この通達は昭和電工に限らず他の大企業にも出されていると思われ、持株会社整理委員会がこれだけ詳細な提出案件をチェックするのも大変な作業であったろう。

（1）「D-7 制限会社①」所収（32301）。

（2）許可申請は英文と和文で大蔵省に提出、英文が司令部に廻され、その許可・不許可の裁定を得てから、大蔵省から申請企業に回答が送られる。大蔵省の役人が司令部に出向いて申請内容を説明するが、細かいことまで申請が必要のため事務量は膨大化し、当然回答までに長時間を要し、企業は着手できずに待たざるを得ない（『昭和財政史—終戦から講和まで 2 独占禁止』194頁、201頁以下参照）。

（3）「D-8 制限会社②」所収（32461）。

（4）同上（32450）。

(5) 同上 (32449)。

(6) その一例として役員の報酬額まで許可制であったことを次に示しておこう。興味深いのは、社長も専務・常務も大きな開きがないことであり、部長が常務よりも多いことが窺え、生活難の当時、許可される報酬額は単純な地位による差別ではなかったようである。

許可された役員報酬額

(単位:円)

役職	現役員		現職	新役員予定者	
	氏名	許可報酬月額		氏名	社員給与月収
社長	森 暁	3,000	総務部長	最首 亀夫	2,361
専務	米村 貞雄	2,650	営業部長	鎌田 久真男	2,423
〃	安西 正夫	2,650	渉外部長	肥後 肇	1,874
常務	横山 武一	2,420	兼経理部次長		
〃	渡瀬 完三	2,320			
〃	鈴木 治雄	2,240			
〃	市村 寅之助	2,240			

〔備考〕昭和21年12月26日蔵理第267号許可（大蔵省令第97号第3条ノ規定）
「D-8制限会社②」所収（32465）。

2) 持株会社指定

GHQは、いわゆる財閥を日本の戦力の根元をなすものと認識し、経済面における改革の重大な柱としてまず財閥解体政策を打ち出した。しかし財閥に止まらず、軍需大企業を包含するものへとエスカレートしていった。昭和電工は、GHQが指名した10大財閥（三井、三菱、住友、安田、鮎川、浅野、古河、大倉、中島、野村）には含まれず、重要性からは劣位に置かれていたといえよう⁽¹⁾。たしかに当社はアルミ生産や火薬生産で軍需に関係していたが、直接兵器生産を手掛けていたわけではなかったし、10財閥と比較すればコンツェルンの規模も相対的に小さかったと思われる。それでも財閥解体作業の中であって、持株会社に指定され、コンツェルンの解体を進めることになった。

持株会社の解体は財閥解体政策の重要な一環で、三井、三菱、住友、安田の4財閥本社に富士産業（旧中島飛行機）を加えて5社が当初の対象であった（昭和21年9月6日第1次指定）。その後、昭和21年12月から22年9月にわたり、持株会社整理委員会令によって78社が持株会社に指定された。昭和電工は第2次指定（21年12月7日）40社に含まれ、昭電コンツェルンの持株会社若狭興業（森興業の後身）と鈴木コンツェルンの持株会社鈴木三栄が第5次指定（22年9月26日）16社に含まれていた⁽²⁾。

第1次指定の5社は「持株会社として第一級に属する4大財閥の本社と軍需産業的性格の最も濃厚な中島飛行機の後身たる富士産業」であったが、第2次指定40社は「現業部門を有するとともに主としてその現業部門に関連ある数多くの企業に投資し、これに支配力をもっている

ホールディング・カンパニーならびに非現業部門でまた前記5社ほどの規模はもたないが一応コンツェルンの性格をもつもの」、第5次16社は「いわゆる『地方財閥』の本社と称せられるもの」と説明されている⁽³⁾。昭和電工が上記の説明に該当するのはよいとしても、若狭興業と鈴木三栄は地方財閥の本社には該当せず、前者は森家、後者は鈴木家の財産保全会社というべく、両コンツェルンの持株会社機能は昭和電工、味の素が保有していたとみるべきであろう⁽⁴⁾。

そして指定された合計83社を性格と措置によって4分類すると、昭和電工は第2分類すなわち「継続すべき重要な生産部門を有し単なるホールディング・カンパニーとみなすべきでないものについては日本経済の再建におよぼす影響を考慮して、そのホールディング・カンパニ-的性格を排除する措置がとられたに過ぎぬもの」に含まれていた。当社の場合、硫酸生産が敗戦後の食糧増産上不可欠なので、持株会社の性格の除去が主目標であったといえよう。若狭興業と鈴木三栄の両社は第1分類に属し、第1次指定5社、第2次指定のうち7社、第5次指定14社とともに解体されることになった⁽⁵⁾。

- (1) 10財閥といっても厳密な意味で「財閥」というわけでなく、大規模な企業集団というべきであろう。
- (2) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体 1』（原書房復刻版、昭和48年、原本は昭和26年）188～9頁参照。
- (3) 同上、189～90頁。
- (4) 同上書の森コンツェルンの説明中に傘下会社企業の表が掲げられているが、その注には「森興業株式会社（公称資本金10百万円全額払込済）のホールディングカンパニーとしての機能は薄弱であって本表に傘下会社として参入してある日本電気工業および昭和肥料の方がかゝる機能がより強かつた事はいうまでもない」（515頁）とある。同表は1937年現在であるため、まだ合併前の日本電気工業や昭和肥料が登場しているし、森興業はのち若狭興業と改称する。
- (5) 同上、190頁参照。

3) 特別経理会社

前述のごとく昭和21（1946）年8月、政府はGHQの指示に従い、戦時補償の打切りを発表したが、それによって打撃を受ける企業を救済する意図を以て、会社経理応急措置法を制定した。同月15日に公布施行された同法によれば「資本金20万円以上の会社で昭和21年8月11日午前零時（指定時）において既に戦時補償金等の交付を受けたことがある会社、或は現実に未だ戦時補償金等の交付を受けていないがその請求権を有する会社、あるいは在外資産を有する会社」は自動的に特別経理会社に該当し、昭和電工もその指定を受けたわけである⁽¹⁾。同法施行の事務は日銀が窓口であり、のちの23年11月の集計では特別経理会社は8,373社という多さであった⁽²⁾。特別経理会社は後述の企業再建整備法に基づき整備計画を提出して認可を受けなければならなかった。

特別経理会社は上記の指定時で打ち切り決算をおこない、以後の経理を新勘定と旧勘定に分離し、新勘定は事業継続・産業復興に必要な資産を所属させて生産活動をまかない、その他の資産は旧勘定に所属させた。指定時以後の原因により発生する収支は新勘定で処理され、指定時以前の原因によって発生した収支は旧勘定で処理され、特に旧勘定に属する財産は公正な管理が必要なため、特別管理人を置くこととされ、会社役員から2名、旧債権者から2名が選任されるが⁽³⁾、昭和電工では当初、会社側から森晁社長、米村貞雄専務が、債権者側から富士銀行の安念精一社長、興銀から二宮善基理事が選任された⁽⁴⁾。

要するに、『会社経理応急措置法』は、新旧勘定を分離して新勘定で事業を継続し、旧勘定の旧債権債務の決済を棚上げにして戦時補償打ち切りの打撃をできるだけ少なくするというものであった⁽⁵⁾。もちろん昭和電工も昭和21年8月11日で打ち切り決算をおこない、第15期は昭和21年3月から指定時まで5カ月間の変則決算となったのである。因みに新旧勘定が合併された第16期決算（24年10月末）も3年2カ月強の変則決算となっている。

昭和21年10月18日、「企業再建整備法」は「戦時補償特別措置法」「金融機関再建整備法」「特別和議法」と同時に公布され、10月30日に施行された。企業を持つ戦時補償請求権は、「戦時補償特別措置法」によって100%課税されて打ち切れ、打ち切りで生ずる企業への打撃に対応するため上記の3法が制定された。一般企業には「企業再建整備法」、金融機関には同趣旨の「金融機関再建整備法」が適用されるが、その2法成立までには司令部と日本政府の間に内容を巡って対立・応酬があり、一部の重要争点（資産再評価基準、損失評価推計基準、未払込株金徴収問題など）を棚上げして、妥協の産物として生まれた経緯がある⁽⁶⁾。

昭和電工に適用される企業再建整備法をみれば、次のような処理が必要となる⁽⁷⁾。

第1に、指定時（昭和21年8月11日午前零時）における特別損失の計算である。法定された損失合計から法定された利益合計を控除して特別損失が計算されるが、面倒なことに「企業と金融機関の間で複雑に相互に関係する資産負債の整理の結果により、自社の債権および株式の切捨額、未払込株式徴収による損失額等が判明」⁽⁸⁾するから、自社だけで勝手に計算が完結できず、関係先との調整を踏まえた最低2回の再計算をおこなうことが規定されている。

第2に、特別損失の負担順位である。①資本金の9割まで、②旧債権の7割まで、③資本金の残額、④旧債権の残額の順であった。この順位・負担割合の決定までには司令部と日本政府の間で、激しい対立と折衝があったといわれる。

第3に、整備計画の提出である。上記の特別損失の計算後、特別経理会社の特別管理人は整備計画を大蔵大臣に提出して認可を受ける。

第4に、整備計画認可で特別損失は確定するから、新旧勘定を併合する。

第5に、併合した企業は整備計画実行完了の報告をして、会社経理応急措置法の適用が解除

され、特別管理人は任務終了となる。

①損失面での大項目は、大雑把に言えば戦時補償特別税、在外資産損失、第2封鎖預金等の損失、戦時補償特別措置法により生じた損失（旧債権切捨て、株式切捨て、賠償、未払込株金徴収等による損失）、繰延資産損失、指定時までの繰越欠損、当期損失などである。

②利益面での大項目は、指定時までの繰越利益、当期利益、積立金、資産再評価益などである。ところで昭和電工の在外資産の喪失は、次のよう状況であった。すなわち、「当社直属の事業場として、平安鉱業所、長水鉱業所、平壤工場、樺太出張所などがあり、関係会社として朝鮮電工などが存在したが、これらへの投資金、有価証券その他の損失総額は2,519万5000円に達した」という。事業場の実情は「朝鮮電工鎮南浦工場と当社平壤工場は、終戦と同時に建設を中止した。同年9月、平安南道人民政府委員によって両工場財産一切が接收されたが、鎮南浦工場は同年11月から21年3月にかけて、進駐してきたソ連軍によって主要設備が撤去された」⁽⁹⁾。要するに、それほど多額なものではなく、その喪失は同社全体でみれば大きな打撃ではなかったのである。

(1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで13金融(2)、企業財務、見返資金』(以下『昭和財政史 13』と略す) 昭和58年、750頁。

(2) 同上、752～3頁。

(3) 同上、735頁。

(4) 特別管理人会議については2回だけ記録が残っている。第1回会議は昭和21年10月9日開催、森、米村、安念、二宮の4特別管理人と、竹田・日高代理人、安田の稲葉・大谷、興銀の渡辺・久松・土井、昭電の市村・森岡・佐野・斉藤・時田の各職員が参加した。第2回は22年3月25日に開かれている(出席者不明)。会場は何れも興銀である。

なお、第1回では、管理人の報酬を月額1000円とすること、新勘定に所属させる会社財産の範囲が議題となったが、賠償施設の帰属が留保されたことが記録されている。以後審議研究の結果、11月27日に「賠償施設ハ総テ旧勘定ニ所属センメルコトシ之ガ運営ハ新勘定ニ於テ行ヒ賃借料ヲ旧勘定ニ繰入ルコト」としたとあるが、特別管理人会議で実質的な検討もあったことが知られる。

(D-11集排法等①33217～20)

(5) 『昭和財政史 13』736頁。

(6) 詳しくは、同上の第4章企業再建整備の発足(821頁以下)を参照。

(7) 『昭和財政史 13』807～13頁参照。

(8) 同上、808頁。

(9) 『昭和電工五十年史』103頁。

5. 企業再建整備の実施

1) 新旧勘定分離の実情

昭和電工は昭和21(1946)年8月11日時点で、会社の勘定を事業継続に必要な新勘定と清算が予定される旧勘定に分割した。第2表は新旧勘定を対比させたものであるが、同表から次の諸

第2表 昭和電工の指定時の新旧勘定

(単位 円、%)

	科 目	合 計		新勘定		旧勘定	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	流動資産	279,196,692	20.1%	192,278,772	13.8%	86,917,919	6.3%
1	現金・預金	16,619,635	1.2%	8,769,468	0.6%	7,850,166	0.6%
	手許現金	935,689		935,689			
	自由預金(当座)	7,124,446		7,124,446			
	第1封鎖預金	669,258		669,258			
	第2封鎖預金	7,836,146				7,836,146	0.6%
	その他預金	54,097		40,076		14,020	
2	短期貸付金・受取手形	2,591,297		688,943		1,902,355	
	関係会社分(非商取)	1,857,297		568,943		1,288,355	
	商取引分	614,000				614,000	
	その他	120,000		120,000			
3	前払金(商取引分)	37,897,985	2.7%	26,980,564	1.9%	10,917,421	0.8%
4	受取勘定	62,612,065	4.5%	6,757,244	0.5%	55,854,821	4.0%
	商取引分	42,331,298		826,014		41,505,284	3.0%
	投資・従業員分	1,399,943		1,237,885		162,058	
	その他	18,880,824		4,693,345		14,187,479	1.0%
7	棚卸資産	159,475,710	11.5%	149,082,553	10.7%	10,393,157	0.7%
	原材料	32,686,180		26,663,108		6,023,072	
	工場用消耗品	68,591,176		67,589,739		1,001,437	
	半製品	8,310,298		7,289,000		1,021,298	
	仕掛品	13,352,203		13,352,203			
	製品	33,393,902		31,196,889		2,197,013	
	副産物	1,372,964		1,222,627		150,338	
	事務用消耗品	1,768,986		1,768,986			
	投資	20,825,024	1.5%	592,243		20,232,781	1.5%
8	資本参加	19,223,876				19,223,876	
	株式(総数の1割以 同(同以下))	14,646,600				14,646,600	
	組合等出資	4,344,920				4,344,920	
	その他	232,356				232,356	
9	長期投資 国債・社債	498,042		489,138		8,905	
10	長期貸付金・受取手形	1,103,105		103,104		1,000,000	
	関係会社分(非商取)	1,025,000		25,000		1,000,000	
	その他	78,105		78,105			
	固定資産	317,196,521	22.8%	186,313,797	13.4%	130,882,724	9.4%
12	土地	13,169,231		11,457,690		1,711,541	
13	建物	36,142,213		18,752,281		17,389,932	
14	構築物	10,616,928		7,250,276		3,366,651	
15	機械装置	100,231,456	7.2%	46,074,540	3.3%	54,156,916	3.9%
16	船舶	194,803		194,803			
17	車両運搬具	1,376,691		1,095,205		281,486	
18	工具器具	2,256,447		1,783,469		472,978	
20	建設仮勘定	153,208,752	11.0%	99,705,532	7.2%	53,503,220	3.8%
	繰延費用・前払費用	12,756,028		7,206,405		5,549,622	
21	社債発行差金	1,003,010				1,003,010	
23	前払費用	10,643,289		7,206,405		3,436,884	
	未経過保険料	875,454		848,606		26,848	
	未経過利息	1,826,448				1,826,448	
	前払家賃地代等	20,649		20,649			
	その他	7,920,739		6,337,151		1,583,588	
25	開発費	1,109,729				1,109,729	
	無形固定資産	2,084,120		978,617		1,105,503	
27	特許権・商標権	1,234,725		135,396		1,099,329	
28	鉱業権等	849,395		843,221		6,174	
31	未払込資本金	91,500,000	6.6%			91,500,000	6.6%
	その他資産	79,349,605	5.7%	11,574,116	0.8%	67,775,489	4.9%
32	保証金	56,149		55,899		250	
33	その他	79,293,456		11,518,217		67,775,239	

	科 目	合 計		新勘定		旧勘定	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
34	繰越損失金	52,245,651	3.8%			52,245,651	3.8%
	特別清算勘定	534,763,658	38.5%			534,763,658	38.5%
36	戦時補償請求権	110,624,013	8.0%			110,624,013	8.0%
37	在外資産	25,195,695	1.8%			25,195,695	1.8%
38	未整理受取勘定	398,946,950	28.7%			398,946,950	28.7%
	総資産・総資本	1,389,917,298	100	398,943,950	28.7%	990,973,348	71.3%
	短期負債	387,799,768	27.9%			387,799,768	27.9%
1	短期支払手形・借入金	300,382,100	21.6%			300,382,100	21.6%
	商取引分	1,300,000				1,300,000	
	その他	299,082,100	21.5%			299,082,100	21.5%
	支払勘定 商取引分	48,710,685	3.5%			48,710,685	3.5%
3	未払費用	16,742,939	1.2%			16,742,939	1.2%
	未払給料	2,902,544				2,902,544	
	未払利息	1,766,958				1,766,958	
	その他	12,073,437				12,073,437	
4	従業員預り金	2,590,360				2,590,360	
5	未払配当金	191,168				191,168	
6	未払税金	10,064				10,064	
7	その他短期負債 前受金	19,172,453	1.4%				
	長期負債 社債	163,370,000	11.8%				
	引当金	128,345,295	9.2%			128,345,295	9.2%
15	納税引当金	126,872,399	9.1%			126,872,399	9.1%
16	退職給与引当金	1,472,896				1,472,896	
	その他負債	19,939,777	1.4%			19,939,777	1.4%
18	保証金	94,757				94,757	
19	その他負債	19,845,020				19,845,020	
	諸預り金	14,913,757				14,913,757	
	その他	4,931,263				4,931,263	
	自己資本	291,518,508	21.0%			291,518,508	21.0%
20	公称資本金	244,000,000	17.6%			244,000,000	17.6%
21	法定積立金	5,790,000	0.4%			5,790,000	0.4%
22	特別積立金	5,500,000	0.4%			5,500,000	0.4%
	別途積立金	5,000,000				5,000,000	
	退職給与基金	500,000				500,000	
23	留保利益金	23,742,300	1.7%			23,742,300	1.7%
	合併及資本減少差益金	47,791				47,791	
	その他	23,694,509				23,694,509	
	当期利益金	12,487,208	0.9%			12,487,208	0.9%
	特別清算勘定						
26	未整理支払勘定	398,943,950	28.7%			398,943,950	28.7%

〔備考〕 1. 「D-8集排法等②」所収の「会社一般資料」に含まれる財務諸表（33349～54）より計算のうえ作成。

2. 原表では科目に番号が付けられているが、該当数字がないものについては、本表ではその欄を省略している。省略した科目を参考までに列記しておく。

資産側= 5未収収益、6求償権、11其の他の投資、19事務用什器備品、22建設利息、24試験研究費、26設立費、

負債側= 9長期借入金・支払手形、10其の他長期負債、11前受地代家賃、12前受利息、13前受報酬、14其の他前受け収益、17其の他引当金、25在外負債

第3表 指定時の新旧勘定（特別経理会社化学工業42社分）

(単位 万円、%)

科 目	新勘定		旧勘定		合 計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
流動資産	203,985	53.4	113,146	11.9	317,130	33.4
現金・預金	14,787	3.9	17,578	1.9	32,364	3.4
受取手形・受取勘定	19,224	5.0	49,810	5.3	69,035	7.3
その他当座資産	3,798	1.0	18,533	2.0	22,331	2.4
棚卸資産	140,861	36.9	9,754	1.0	150,615	15.9
商品・製品・半製品等	59,424	15.5	4,042	0.4	63,466	6.7
原材料・貯蔵品等	81,437	21.3	5,711	0.6	87,148	9.2
その他流動資産	25,313	6.6	17,472	1.8	42,785	4.5
固定資産	178,266	46.6	170,924	18.0	349,190	36.8
建物・構築物	43,750	11.4	14,221	1.5	57,971	6.1
機械・装置等	58,717	15.4	19,492	2.1	78,209	8.2
土地	16,115	4.2	4,475	0.5	20,590	2.2
建設仮勘定	50,854	13.3	28,444	3.0	79,298	8.4
無形固定資産	3,442	0.9	540	0.1	3,981	0.4
投資	1,561	0.4	99,063	10.5	100,624	10.6
繰延資産	3,825	1.0	4,689	0.5	8,514	0.9
未払込資本金			51,712	5.5	51,712	5.5
特別清算勘定						
戦時補償請求権			84,917	9.0	84,917	9.0
在外資産			145,521	15.4	145,521	15.3
未整理受取勘定			381,466	40.3		
総資産・総資本	382,252	100.0	947,688	100.0	948,474	100.0
負債	786	0.2	658,230	69.5	659,016	69.5
支払手形・支払勘定	346	0.1	51,546	5.4	51,893	5.5
短期借入金			216,044	22.8	216,044	22.8
納税引当金	120	0.0	16,778	1.8	16,897	1.8
その他引当金			6,492	0.7	6,493	0.7
その他短期負債	320	0.1	96,489	10.2	96,809	10.2
社債			126,916	13.4	126,916	13.4
長期借入金			143,365	15.1	143,365	15.1
その他長期負債			600	0.1	600	0.1
自己資本			289,068	30.5	289,068	30.5
公称資本金			259,449	27.4	259,449	27.4
資本準備金			7,284	0.8	7,284	0.8
積立金			41,493	4.4	41,493	4.4
繰越利益金			-25,969	-2.7	-25,969	-2.7
当期利益金			6,811	0.7	6,811	0.7
特別清算勘定						
戦時補償仮受金等			240	0.0	240	0.0
在外負債			148	0.0	148	0.0
未整理支払勘定	381,466	99.8				
新旧勘定分離比率		40.3		59.7		100.0

〔備考〕『昭和財政史 13』表2-5より一部摘出（770～1頁）。

点が指摘できる⁽¹⁾。同時に第3表として化学工業会社42社（昭電を含む）について新旧勘定対比表を掲げるので、随時それとの比較もおこなうので参照されたい。

第1に、全資産は新勘定30%、旧勘定70%に分割された。それは同時点の化学工業（新勘定40%、旧勘定60%）と比較すると、新勘定の比重がかなり低いことを意味する。逆にいえば昭電は過去の傷を大きく背負っていることになろう。但し、全産業266社の新勘定比率36%よりも低いものの、産業別にみた場合、「石炭業以外の鉱業23.3%、金属工業27.3%、輸送機械28.7%、精密機械26%、航空機・旧兵器6.9%と軍需産業を中心として新勘定分離比率が低く、整理を要する旧勘定に残された資産の比率が高かった⁽²⁾」という比較感からいえば、低いのは昭電ばかりでなく、昭電以上に重荷を負っている企業が少なくないことが知られる。因みに同業の三菱化成では新勘定74%、旧勘定26%であって、全資産の規模は昭和電工の半分であるが、新勘定の高率に驚かされる⁽³⁾。

第2に、新勘定の内訳をみると、資産面では固定資産47%、棚卸資産が37%を占めるが、化学工業合計とほとんど同じである。事業再開に当たっての新勘定であれば、化学工業としての共通な姿なのであろう。負債面をみるとこの段階では新勘定での資金調達を計上せず、旧勘定からの借りで処理し、それが未整理支払勘定の形を取っている点も同様である（但し、化学工業の中には短期負債が少額あるが、昭電は皆無である）。要するに、新勘定での処理は昭電も同業者も類似した処理であった。因みに三菱化成では固定資産37%、棚卸資産40%で、昭電より前者が低く、後者が高いという違いがある。

第3に、旧勘定をみると若干の差が現れている。資産面では昭電は固定資産14%、棚卸資産1%、受取勘定6%、その他資産が9%あるが（前者）、残りは未払込資本金10%、特別清算勘定57%となっている（後者）。後者に含まれる戦時補償請求権12%や、在外資産3%弱は消滅の可能性が高く、未整理受取勘定43%は新勘定への貸に相当するから、新勘定の運営次第では実質的価値を持つ。しかし資産面全体では処理如何で、大きな損失が発生する可能性をばらんでいた。

化学工業42社の資産面では、固定資産18%、棚卸資産1%、受取勘定5%であるから、昭電より固定資産がやや大きい以外は類似している。また昭電より未払込資本金6%はやや少なく、特別清算勘定65%はかなり大きい。特別清算勘定の内訳では、戦時補償請求権9%と未整理特別勘定40%はやや少なく、在外資産15%は大きな差があった。すなわち、昭和電工では在外資産が相当に少なく、戦時補償請求権と未払込資本金でやや大きく、固定資産でやや少ないという特徴を示している。

因みに三菱化成では、固定資産9%、投資資産22%、当座資産21%、特定資産9%、その他39%であり、昭電とは勘定科目がかなり異なり、比較しにくい⁽⁴⁾。表面的には固定資産が少

なく当座資産が多いこと、昭電にない投資・特定資産がみられること、その他に含まれる在外資産は昭電よりはるかに多いことなどが異なる。

他方、負債面では、昭和電工は負債75%、自己資本25%であって、負債の内訳では短期負債41%、社債17%、引当金14%となっており、自己資本では利益留保は僅かなマイナス、資本金のみの状況である。化学工業42社の負債面では、負債70%、自己資本30%であるから、昭電よりましである。負債の内訳では短期負債41%に対し社債13%、長期借入金15%で昭電より長期負債の比重が相当に高い。自己資本でも利益留保が僅かながらプラスであって、昭電のように資本金だけというわけではない。すなわち、昭和電工は短期負債への依存度が高く、利益の蓄積は皆無の状態であり、財務内容は芳しくないというべきであろう。

(1) 「D-12集排法等②」所収の「会社一般資料」に含まれる財務諸表(33349~54)。

(2) 前掲『昭和財政史 13』775頁。

(3) 『三菱化成社史』昭和56年、149頁の第46表より計算。

(4) 同上。旧勘定の資産面では、昭和電工にあった特別清算勘定、およびその内訳である戦時補償求償権、未整理特別勘定が計上されていない。昭電では新旧勘定の貸借として未整理特別勘定が設定されているが、三菱化成にはそれがなく、反面、特殊預金や政府特殊借入金計上されている。昭和電工の新旧勘定は所定の形式にしたがった厳密なものであるから、三菱化成の方が社史編纂上、表示を加工しているのではあるまいか。そして同社史では、新旧勘定の負債面は表示を省略しているので、中途半端な表となっている。

2) 再建整備計画の内容

新旧勘定分離後の最初の決算期は、前述のように昭和21年8月11日から両勘定が合併された24年10月末までの異常期間であり、その時点で再建整備は終了した。その間、再建整備計画の作成作業、提出延期願、提出と認可の過程がある。

一体、昭和電工は多額に発生した損失をどう処理したのか。第4表は同社が作成した特別損失計算明細書⁽¹⁾である。会社経理応急措置法や戦時補償特別措置法の法律的文言が使用されているのでかなり分かりにくいのが、読みとれる限りで損失処理の概要を次のように指摘することができる。

特別損失は3億5897万円の巨額に達し、諸利益合計2億1638万円で埋めても、最終的に1億4259万円の要処理額が残った。公称資本金2億4400万円、払込1億5250万円と比較していかに大きな損失かが分かる。その対策が当然必要であるが、その前に特別損失の原因、諸利益の内容を検討してみよう。

特別損失の最大の項目は戦時補償の打切りで、補償請求権に100%課税され戦時補償特別税1億1456万円が計上された。在外資産の損失2520万円、第2封鎖預金の損失114万円、旧債権の損失1960万円、株式等の損失1527万円、賠償に関する損失153万円、小計6274万円は同社財

第4表 特別損失計算明細書

(単位：円)

損失	358,974,140
1. 戦時補償特別税	114,558,841
2. 在外資産の損失	25,195,694
3. 第2封鎖預金の損失	1,136,060
4. 旧債権の損失	(19,600,645)
特別経理会社分	8,167,321
閉鎖機関分	11,433,324
5. 株式等の損失	(15,272,419)
特別経理会社分	14,222,438
金融機関分	938
その他の会社分	1,049,043
7. 賠償に関する損失	1,527,915
9. 未払込株金の徴収を受ける場合の損失	8,764,650
10. 設立費等繰延経理費用	(51,233,055)
旧会社経理特別措置令第2条第3号の規定による繰延経理額	※1 50,230,045
社債発行差金	※1 1,003,010
11. 指定時に終了する事業年度の欠損及前期繰越欠損	52,245,651
12. 旧勘定に於ける指定時以後新旧勘定併合時までの損失	(57,658,260)
会社経理応急措置法第14条第1項但書の債権の弁済等	1,447,075
旧勘定財産管理費用	1,951,071
旧勘定資産の滅失、損壊、変販等による減価損	23,423,490
則第8条の2の規定により未整理受取勘定を減額した場合の損失	1,140,845
その他の旧勘定に生ずる損金	29,695,779
13. 負債の部に計上してゐない会社経理応急措置法第14条第1項の旧債権の債務のある場合の損失	1,473,118
15. 指定時の決算に於て資産の評価益を計上した場合の評価繰戻額	5,965,451
16. 指定時以前既に生じていた資産の滅失、毀損、損壊、変取その他の事情による減価で指定時の決算に於て未だ損失として計上してゐなかった場合の評価損	3,822,782
17. 新勘定財産の評価損	519,190
利益	216,380,450
20. 指定時に終了する事業年度の利益及前期繰越利益	12,486,208
21. 積立金	(11,290,000)
法定積立金	5,790,000
その他の積立金	5,500,000
23. 合併差益又は減資益の積立金	※2 47,971
24. 25. その他の積立金	※2 23,521,304
26. 旧勘定に於ける指定時後新旧勘定併合時迄の利益	(168,398,731)
措置法第10条の規定による新勘定よりの繰入金	36,365,792
旧勘定資産の果実	19,348
賠償指定施設を新勘定に於て利用した場合における新勘定よりの繰入金	5,819,982
則第8条の2の規定により未整理受取勘定を増額した場合の利益	11,933,484
其の他旧勘定に生ずる利益	114,260,125
30. 戦時補償特別措置法第17条第1項の規定により戦時補償特別税の額	25,000
32. 戦時補償特別措置法第53条の規定による納税義務者の有する求償権	611,416
差引評価前の特別損失	142,593,690
35. 新勘定棚卸資産の評価益	(136,382,146)
評価額	254,848,583
帳簿価格	-118,466,437
36. その他の新勘定資産の評価益	(155,599)
評価額	1,566,055
帳簿価格	-1,410,456
37. 旧勘定棚卸資産の評価益	(5,949,690)
評価額	9,954,206
帳簿価格	-4,004,516
38. その他の旧勘定資産の評価益(帳簿価格はゼロ)	106,555
評価益合計	142,593,690
差引評価後の特別損失	0

[備考] 1. 「D-12集排法等②」所収の「会社一般資料」に含まれる「特別損失計算明細書」(33354~8)より計算のうえ作成。
 2. 左欄の番号は、原表の通りであるが、該当のない番号と項目は記載を省略した。
 3. ※1はいずれかが409円すくなく、※2はいずれかが180円多いはずであるが原表のまま記載。

産の喪失であり、指定時までの欠損5225万円と新旧勘定合併までの旧勘定の損失5766万円、小計1億991万円は損益上の赤字分、そして経理繰延費用5123万円が主なものであった。

他方、諸利益の最大の項目は新旧勘定合併までの旧勘定の利益1億6840万円で、その大部分は「其の他旧勘定に生ずる利益」とあり、戦時補償特別税納税引当金外が主体であった⁽²⁾。指定時までの利益や積立金の小計3605万円は欠損補填財源としては相対的に僅かといえよう。

結局、諸利益で補填しても特別損失はなお1億4259万円の巨額を残し、手持ち財産の評価換えをおこない、その評価益によって特別損失を消したのである。評価替えした財産の内訳は第5表の通りであるが、評価益は旧勘定に残した棚卸資産からは少額しか生まれず、圧倒的部分は新勘定の棚卸資産の評価替えによるものであった。インフレ進行を見据えて、事業に使える棚卸資産の価格を損失を消し得るまでに評価アップしたのではあるまいか。

第5表 資産評価益内訳

(単位：千円)

		旧 勘 定			新 勘 定			評価益 合 計
		帳簿価格	評価額	評価益	帳簿価格	評価額	評価益	
棚卸資産	原材料	3,419	8,828	5,409	98,228	212,017	113,789	119,197
	半製品				6,886	15,725	8,839	8,839
	仕掛品				13,352	27,106	13,754	13,754
	製 品	572	1,045	473				473
	副産物	14	82	68				68
	小 計	4,005	9,955	5,950	118,466	254,848	136,382	142,332
諸前払費用					1,410	1,566	156	156
合 計		4,005	9,955	5,950	119,876	256,414	136,538	142,487
固定資産	(簿外資産)			107				142,593

とにかく以上の処理によって、過去のうみを消し、新勘定で事業継続の道を進むことになったのである。

他方、新勘定での事業進展はどうであったか。肥料増産の要請に応じて硫安・石灰窒素など肥料部門は増設・増産に追われ、業績的には大いに進展したはずであるが、現実はまだ赤字状態であった。すなわち、再建整備の途中段階である昭21.8.11～22.9.30（指定時より約1年間）の新勘定の損益は次のようであった⁽³⁾。

総売上高	742,529	千円	(参考)	21.8.11～	22.6.1～	計
売上総利益	△ 70,174			22.5.30実績	22.12.31予想	
一般管理販売費	△ 22,651		売上損益	△ 69,635	121,967	52,332
営業利益	△ 92,825		金融損益	△ 2,603	△ 13,672	△ 16,275
金融諸利益	6,469		投資損益	90		90
金融諸費用	△ 33,350		其他損益	△ 12,702	△ 11,060	△ 23,762
当期純利益	△119,706		差引損益	△ 84,849	97,235	12,386

(注) △印は赤字、あるいはマイナス要因を示す。

新旧勘定を合併した第16期(昭21.8.11～24.10.31)の決算は、106億4494万円、売上総利益3億5341万円、当期利益金5869万円とあるので、尻上がりに業績が向上したと思われる⁽⁴⁾。上記の(参考)は内部資料⁽⁵⁾での試算であるが、前半約9ヶ月の差引損益(実績)は8485万円の赤字であり、後半6ヶ月の予想は9724万円の黒字、通算して1239万円の黒字とみているから、尻上がりの向上を裏付けていよう。

もう一つ中間時点の状況を示すものとして、昭和22年9月末の新勘定の数字を指定時と比較してみよう。第6表⁽⁶⁾によれば、次の点が看取される。

第1に、総資産規模は指定時の約4億円から22億円弱へと大膨張である。

第2に、固定資産が1億8631万円から11億6567万円へ(6.3倍)、棚卸資産が1億4908万円から8億2242万円へ(5.5倍)へ、受取勘定が745万円から1億1807万円へ(15.8倍)、現金・預金が877万円から1億1100万円へ(12.7倍)のごとく激増である。設備投資が急ピッチで進められ、事業活動が急速に拡大し、つれて営業資産が膨脹した結果である。但し建設仮勘定の激増は、設備投資の真っ最中であることを物語っている。

第3に、指定時ではまだ零であった赤字は、1億2222万円まで増大している。

第4に、負債面をみると、指定時では全額未整理支払勘定(約4億円)で処理され、いわば旧勘定に全面依存していたが、短期負債16億5522万円と未整理支払勘定4億6687万円へと変化している。すなわち、短期借入金と推測される13億5283万円と取引上の支払勘定2億5320万円がそれで、営業活動に必要な資金を新勘定で調達し始めたことを示している。

さて、昭和23年2月7日付の経理課作成資料「整備計画立案上ノ基本事項ニ対スル資料」⁽⁷⁾によれば、次のような内容が知られる。

「一、当社ノ概算時ニ於ケル特別損失」

評価換前ノ特別損失	142,593	千円
評価差益	142,593	
差引特別損失	0	

第6表 新勘定比較

(単位：円)

科 目	21年8月11日	22年9月末	増 減
流動資産	192,278,772	822,421,309	630,142,537
現金・預金	8,769,468	110,997,658	102,228,190
手許現金	935,689	2,359,032	
自由預金(当座)	7,124,446	56,993,097	
第1封鎖預金	669,258	51,645,529	
その他預金	40,076		
短期貸付金・受取手形	688,943	864,051	175,108
関係会社分(非商取引)	568,943	600,000	
商取引分		200,051	
その他	120,000	64,000	
前払金(商取引分)	26,980,564	129,638,096	102,657,532
受取勘定	6,757,244	117,468,469	110,711,225
商取引分	826,014	70,597,046	
役員・従業員分	1,237,885	7,702,190	
その他	4,693,345	39,169,234	
棚卸資産	149,082,553	463,453,034	314,370,481
原材料	26,663,108	90,794,140	
工場用消耗品	67,589,739	156,207,387	
半製品	7,289,000	43,052,093	
仕掛品	13,352,203	31,865,644	
製品	31,196,889	133,541,349	
副産物	1,222,627	1,858,143	
事務用消耗品	1,768,986	6,134,279	
投資	592,243	660,312	68,069
資本参加		107,175	
長期投資 国債・社債	489,138	489,138	
長期貸付金・受取手形	103,104	63,999	
固定資産	186,313,797	1,165,667,314	979,353,517
土地	11,457,690	13,721,160	
建物	18,752,281	70,101,238	
構築物	7,250,276	17,014,715	
機械装置	46,074,540	163,176,983	
船舶	194,803	181,113	
車両運搬具	1,095,205	3,993,813	
工具器具	1,783,469	6,898,851	
建設仮勘定	99,705,532	890,579,439	
前払費用	7,206,405	27,645,119	20,438,714
未経過保険料	848,606	6,166,123	
未経過利息		2,993,221	
前払家賃地代等	20,649	106,987	
その他	6,337,151	18,378,788	
開発費		1,074,219	1,074,219
特許権・商標権	135,396	119,063	△ 16,333
鉱業権等	843,221	839,024	△ 4,197
その他資産	11,574,116	35,652,027	24,077,911
保証金	55,899	124,599	
その他	11,518,217	35,527,428	
当期損失金		122,216,172	122,216,172
総資産・総資本	398,943,950	2,176,294,558	1,777,350,608
短期負債		1,655,219,748	1,655,219,748
短期支払手形・借入金		1,355,409,432	
商取引分		2,880,000	
その他		1,352,529,432	
支払勘定 商取引分		253,201,193	
未払費用		25,798,455	
未払給料		16,824,179	
未払利息		93,026	
その他		8,881,251	
従業員預り金		3,539,210	
前受金		17,271,458	
退職給与引当金		286,195	286,195
その他負債		53,921,009	53,921,009
保証金		50,002	
諸預り金		8,375,773	
その他		45,495,234	
未整理支払勘定	398,943,950	466,867,607	67,923,657

二、評価前ノ特別損失内訳

(損失)		(利益)	
戦補税	114,558 千円	指定時利益金	12,486 千円
在外資産	25,195	各種積立金引当金	34,859
第2封鎖預金	1,136	戦補税引当金	114,260
賠償指定施設	1,527	その他	54,776
所有株式	15,272	計	216,381
戦災資産	51,233		
繰越損失	52,245		
債権	19,600		
その他	78,208		
計	358,974	差引	142,593

三、評価差益内訳

棚卸資産	帳簿価格	123,881	
	評価額	266,368	評価差益
			142,487
簿外固定資産			評価差益
			106
計			142,593

四、旧債権ノ内訳

金融機関ヨリノ借入金	243,364		
社債	123,370		
その他	189,991	計	556,725

五、当社ノ最近時ノ財政状況 (昭22. 11. 30)

(新勘定)

固定資産	1,338,948	借入金	1,587,499
流動資産	1,018,288	その他負債	556,863
その他資産	83,656	未整理支払勘定	470,520
損失金	173,990		
計	2,614,882	計	2,614,882

(旧勘定)

未払込資本金	91,500	資本金	244,000
固定資産	88,299	積立金	11,290
流動資産	70,202	社債	123,370

未整理受取勘定	470,520	借入金	296,875
特別清算勘定	137,227	その他負債	182,213
計	857,748	計	857,748

六、当社ノ新旧勘定合併予想時期ヲ仮ニ本年6月30日トシ同時迄ニ転換拡張工事が完了シタルモノトシテ財政状態ヲ予想スルト左記ノ通りデアル

23.6.30末予想貸借対照表

固定資産	2,787,247	資本金	152,500
流動資産	1,415,037	社債	123,370
その他	108,752	借入金	3,382,542
損失金	455,990	其他	1,108,614
(営業損失	313,990)		
(評価益撥返損失	142,000)		
計	4,767,026	計	4,767,026

七、当社ノ整備計画立案上ノ基本問題

(イ) 当初概算時ニ於ケル当社ノ建設工事が完了ヲ22年末ト予想シ操業度ノ上昇、肥料価格差補給金、肥料価格ノ改定等ヨリ勘案シ、新旧合併時(23年^マ3月末)迄ノ営業収益ハ評価撥返リニ因ル損失金(142,000千円)ヲ補填シ尚若干ノ収益ヲ計上シ得ル見込デ減資案等ノ措置ヲ避ケタ

(ロ) 新旧併合予想時(23.6.30)ノ損失金ハ455,990千円ヲ推算セラレ評価差益ニヨル特損補填ハ事実上不可能ナ状況ニナル

(ハ) 対策

A. 石炭、肥料等超重点企業ニ付テハ特別損失ノ繰延即チ既往ノ赤字ヲ将来ノ操業度平常化後ノ利益ヲ以テ補填シ得ルガ如キ措置ヲ講ゼラレルヨウ行政上ノ特別ノ措置ヲ要請スル

B. 仮ニ右ノ如キ措置ヲ採ルモ旧債務602,458千円ノ切替又ハ返済資金ノ借入等金融上ノ対策ヲ要スル

この経理課作成の内部資料における一から四までは、のちの再建整備計画書の数字と一致しており、この内部資料作成段階ですでに再建整備に関する基本的計数を把握していたことを示している。そして五の22年11月末の新旧勘定の財政状況は、前掲新勘定の22年9月末とは2カ月のずれがあるが、さらに財政規模自体が膨脹しており、六の新旧勘定合併を23年6月末と仮定しての財政状況は、24年10月に遅れた新旧勘定合併実施の数字とも異なっている。特に六で示された数字では損失金が4億5599万円の巨額の見込みになっており、その危機感から七の対

策が提言されている。その対策提言が実行されたかどうか不明であるが、現実の新旧勘定合併後の姿は後掲第8表の通りである。

- (1) 前掲「D-12集排法等②」所収の「会社一般資料」に含まれる財務諸表(33354~58)。
- (2) 「その他旧勘定に生ずる利益」の内訳は、繰入金3637万円、旧勘定の果実2万円、旧勘定所属賠償施設賃貸料582万円、新勘定財産処分益1193万円、そして戦時補償特別税納税引当金外1億1426万円であった(「D-11集排法等①」所収の主務大臣宛昭和22年7月15日提出「制限会社則第4条及第4条の2の規定に依る特別損失及損失負担並に未払込徴収に関する計算書」(33236)による)。
- (3) 前掲「会社一般資料」に含まれる「昭和21年8月10日より最近時に至る新勘定の損益計算書」(33364~5)より摘記。
- (4) 同社の営業報告書では、損益計算の内容を総収入金、総支出金、当期利益金としか表示していないので、詳細は内部資料による外はない。しかし「昭和電工統計資料」(社史編纂室編)でも、売上高、売上品原価、営業外収入・費用、当期利益金の表示のみである。
- (5) 「D-11集排法等①」所収の財務部が昭和22年7月14日作成した内部資料(33203)。
- (6) 「D-12集排法等②」所収の「最近における新勘定に属する資産及負債に関する試算表」(33359~61)により計算。
- (7) 「D-11集排法等①」所収(33047~53)。

3) 過度経済力集中排除法への対応

(1) 企業分割についての経済雑誌の論調

さて昭和23(1948)年2月、昭和電工は過度経済力集中排除法の該当会社に指定された。すでに企業再建整備計画を作成中だった同社にとって、同社事業の独占度が高いと認定されて企業分割されるとしたら、計画自体が大きく揺らぐことになる大問題である。そこで企業分割問題を追ってみよう。

もともと独占の大企業への経済力集中を排除するための方策として、GHQでは企業分割が検討されていた。昭和22年秋、経済雑誌は「解体の影響の大きい会社」として昭和電工の分割について次のような記事を掲載している。

「当社は制限会社である。経済力集中排除法にまつまでもなく、解体は不可避である。……当社は敗戦によって、甚大なる打撃を受けた。第一が川崎工場の戦災である。第一、第二合成工場が被害を免れただけで、他は全滅したのである。川崎工場は固定資産から見ても主力工場であっただけに、その損害は大である。第二は賠償である。軽金属4工場はまだ指定を受けてはいないが軽金属部門の賠償の可能性は大である。第三が合金鉄工場が全面的に転換を必要とするに至ったことである。

当社は敗戦による損失を資本の切捨てによって整理せねばならぬ。特別損失1億4000万円は棚卸資産の評価益に転嫁され、擬制資本はその儘温存されているのである。更らに、軽金属工場の賠償が決定すると1億円近くの損失が出てくる。

斯く、資産は水膨れしているにも拘はらず、戦災復旧と合金鉄工場の転換に莫大なる資金を要し、資本負担は著るしく増大する。即ち、復旧、転換資金の見積り額次の如し。

	復旧転換前の 固定資産	復旧転換完了 後の固定資産
川崎工場	47,761 千円	971,269 千円
富山工場	32,409	179,388
塩尻工場	18,952	111,381
秩父工場	4,399	67,375
旭川工場	2,133	37,249
鹿瀬工場	20,998	49,581
計	126,652	1,416,443 (計算上1,416,243となるが原文のまま)

復旧、転換に13億円の巨額の資本を必要とする。……斯くの如き巨額の資本を調達出来るのは、肥料の重要性と言ふことゝ、昭和電工の信用である。当社が工場別に解体されたら、どうなるか。肥料事業は資金調達では甲ノ一に属するとは云へ、果して各復旧転換工場の計画が遂行出来るか、どうか疑問と云はざるを得ない。……更らに、各工場がそれぞれ分離独立の経営が出来るかどうか。疑問なしとしない。……

各工場の赤字を川崎工場の建設資金並びに運転資金を流用し、経営を維持している現状である。然るに、当社が所有15工場、1鉱業所に分離されることにすれば、経営困難な新会社が相当出来し、解体が逆に、企業の破壊となり、生産増加を阻害する結果となる。ひいて、日本経済再建を困難化させることになる。当社は重要肥料の生産を目標としているだけに、解体についてもせめて、業種別程度の解体が望ましい。」⁽¹⁾

ここでは解体が不可避との前提で、細分割に反対し、4業種（軽金属、肥料、合金鉄、無機薬品）程度に止めるべきだとの主張である。おそらく会社側から資料を貰っての代弁記事と想像される。

翌年3月、持株会社整理委員会は第1回分として257社を集中排除指定した。『エコノミスト』の解説では指定の影響について次のように述べている。

「今回の指定を受けた各社の動向は、指定基準のどの面に抵触するのか解釈に困っているものもある模様だし、また分離をすれば生産低下を来す結果になる会社もある。これらは当局にその事情を説明、諒解を求めると共に指定理由を聴取した上で善処する方針らしい。したがって各社の再建整備計画も若干変化があるものと思われ、その見透しは困難だ。機械、紡績などのごとく分離した新会社が現状と大差ない状態になるものはよいが、化学のごとく生産の有機性がいくぶんでも破壊されるおそれのあるものは収益性を危ぶまれている状態であ

る。」⁽²⁾

指定を受けた昭和電工はまさに上記の化学会社であり、同誌は次のように伝えている。

「当社も当然のことながら集中排除法を適用されることとなった。今のところどう分割されるか、会社当事者も判らない。会社側の希望としては、部門別分割、即ち、肥料、薬品、製鉄、鋳物、石炭等に分けることが考えられるが、当社の日本全体の生産能力に対する比率を考えればそううまく行くかどうか疑問である。」⁽³⁾

日野原体制成立直後の22年5月時点で、『東洋経済新報』は昭和電工の解体回避を主張している。

「独占禁止法による当社の分離解体問題があるが、これに対し新当局者が如何なる見解を持っておるかは詳知しないが、しかし次の諸点から当社の分離解体は出来る限り避くべきであり、新当局者はそれに一段の努力を傾注すべきであると思われる。……当社は出来うべくんば現在の総合経営のまま進むべきであり、肥料増産が国策的見地から不可欠であればあるほど現状による合理的経営が切望されるのである。」⁽⁴⁾

その理由として同誌が挙げる諸点は説得的である。

「イ、当社は全国に16工場を擁するが、一部工場を除き地域的にも事業的にも総合融和して合理的経営が行われておるので、これを工場別等に分離独立することは経営上不合理極まる。

ロ、川崎工場は硫安25万トン生産計画のうち半分の12万5千トンは産業復興営団の分であり、秩父、塩尻、旭川、富山諸工場における石灰窒素10万トン計画も同様営団のもので、電工はそれを借受け経営しておるのであって既に明らかに国有民営を実行しておりその見地からも当社の技術分離は不得策である。

ハ、電工の技術陣は充実しており、今回の異動騒ぎにも総じて平穩であったが、この長所は新当局者の技術陣優遇と相俟って今後に総合経営の妙味を残し分離を益々不利とする。

ニ、総合経営による国有民営の形は制限会社の整理刷新の見地からも好ましく、これを徒らに分離独立することは旧勢力台頭の不安なしとしない」⁽⁵⁾

結局、昭和電工は分割を免れ、安堵することになるが、それまでの過程で経済雑誌が分割反対の論陣を張ったことは同社への援軍であったろう。

(1)「昭和電工は解体の打撃深刻 極端に細分化すれば新会社の経営は困難」『ダイヤモンド』昭和22年9月1日、36～7頁。

(2)「集中排除指定と各社」『エコノミスト』23年3月1日、20頁。

(3)「昭和電工 部門別に分離か」同上、同頁。

(4)(5)「解体する独占企業(3) 昭和電工 総合経営の合理性」『東洋経済新報』22年5月3日、19頁。

(2) 昭和電工の主張

昭和電工自体の対応はどうか。同社は持株会社整理委員会宛に昭和23年3月9日付で「過度ノ経済力ノ集中ニ該当スルカドウカヲ決定スル具体的基準（基準第2）ノ各項ニツイテ過度ノ経済力ノ集中ノ状態ヲ記載シタ説明書」⁽¹⁾を提出した。この説明書では、5項目にわたる質問項目が明示されてなく、回答だけなのが残念であるが、同社の主張は判明する。

「1. 本項ニ該当スル惧アリト考ヘラルルハ当社製品中塩素酸加里、青化曹達、硝酸加里及石灰窒素ノミデアル⁽²⁾

然シ石灰窒素ヲ別トスレバ前記3製品ハ何レモ事業規模極メテ小サク現在ノ需要量ニ於テハ高イ比率ニアルガ、需要度が高マレバ同業者ガ各々ノ事業規模ヲ拡張スルコトニ何等ノ困難ガナイ

現在同業各社ハ市場ノ需要力ニ応ジタ生産能力ヲ保持シ居ルノデアッテ、当社ガ市場ニ対シ独占的ノ力ヲ發揮シテ居ル状態デハナイ

2. 本項ニ該当セズ

3. 第1項附表ニ示シタ当社ノ各製品ノ生産能力、生産量及ビ国内比率ヨリ見テ当社ガ当該事業分野ニ於テ同業事業者ヲ圧迫シ居ルトハ考ヘラレナイ

薬品部門ニ属スル塩素酸加里、硝酸加里、青化曹達ニ就テハ現在ニ於テ比率が大デアルガ、第1項ニ述ベタ如ク此ハ同業者ガ現在ノ市場ノ需要度ニ応ジテ能力ヲ圧縮シ他ノ部門ニ生産ヲ集中シ居ルコトニ基クモノデアッテ製品ノ需要度が高マレバ同業者ハ当然設備ヲ拡充シ得ル性質ノモノデアル

其ノ他ノ事業部門ニ於テハ勿論当社ガ特ニ優越シタ力ヲ有スルコトハナク、原料的条件、技術的条件、特許権等ニ於テ独占的地位ヲ占ムル点ハ全クナイ

4. 昭和12年以降ニ於テ当社ガ合併、買収等ニヨッテ他ヨリ取得シタ件名、事由ハ次ノ如クデアル

取得件名	取得時期	取得先	取得金額	摘要
豊里鉦区石炭鉦業権	昭和12年4月	(株)橋本商店	710,000 円	買収
川口鑄造所	昭和14年8月	末広鑄造所	120,000	買収
常盤発電所	昭和16年9月	東信電気(株)	4,000,000	買収
日満アルミニウム(株)	昭和18年10月	—	—	合併
硫酸設備	昭和18年12月	昭和産業(株)	2,020,000	買収

(以下それぞれの買収・合併事情の説明があるが省略)

5. 本項ニ関シ当社ガソノ企業体ノ規模ガ比較的ニ大デアルト云フ点ヲ除ケバ他ニ該当スルコトガ考ヘラレナイ

原料的条件、技術的条件等ニ於テハ何等独占のナ力或ハ他ヲ掣肘シ得ルカヲ有シナイカラデアル

例ヘバ硫安ノ最重要原料タル電力ハ全テ買電ニ依存シ、石灰窒素ニ於テモ秩父工場ノ一部ヲ除ケバ全テ買電デアル

同ジクアルミニウムノ電力モ全テ買電ニ依ツテ居ル上、ボーキサイトハ全ク輸入ニ俟ツ状態デアル

電極ノ電力ハ大町工場ニ於テハ自給ノ建前ニアルガ、ソノ原料ピッチコークスハ全テ輸入ニ頼リ、他者ニ優先スル利便ヲ有シナイ 薬品部門ハ原料ヲ輸入ノ工業塩ト塩化加里ニ仰グ故ニコレ又原料的ニハ掣肘カヲ有シナイ、スクノ如ク当社ハ原料的条件ニ於テハ本項ニ該当スル程度ニハ集積シタカヲ有シナイ

次ニ技術的条件デアルガ製造技術ノ優劣ヲ別問題トスレバ他ニ独占のナ力ヲ持つテキナイ、特許ニ於テ最モ重要ナモノハ、アルミナノ製造ニ関スル153970号デアルガ、コレハ製造工程ノ改良デアリ、製造ソノモノヲ拘束スルカハナイ

然モモノ特許ニ関シ同業者ニ採用ヲ拒否スル立場ヲトツタコトハ全クナイ

又、商標、商標名ニ於テモ当社ハ本項ニ該当スル如キ条件ヲ有シナイ、登録セラレタル商標ハ「モランダム」ト「デンシック」ノ二者ニ過ギズ、品質ノ優良ニヨルコトヲ別トスレバコノ名称ニヨツテ利益ヲ得テキル点ハ考ヘラレナイ

以上ニヨリ当社ハソノ企業体が比較的大規模デアルトイフ点ヲ除外シテ考ヘレバ、他ニ本項ニ該当スルコトハナイト信ズル

そして企業分割の可能性を抱えた同社は、その帰趨が判明しないままでは企業再建計画書を作成できず、ひとまず計画書提出を延期すべく持株会社整理委員会に、猶予願書を提出することにした。その内容は次のごとくである⁽³⁾。

「再編成計画提出猶予願書

当社は創業以来肥料、軽金属、鉄合金、化学薬品等電気化学工業に属する各種の事業を経営して来たが、終戦を迎へると共に時局下最も緊急を要する食糧問題の解決に資せんが為、当社多年の経験を活用し既設肥料工場の復興、修復と共に現有設備の転用による窒素肥料の増産を計画した。即ち硫安部門に於ては戦災川崎工場の復興、又石灰窒素部門に於ては既設鹿瀬工場の修復の外鉄合金及び軽金属の製造等の電炉工業に従事した富山、塩尻、秩父及び旭川の4工場の転換計画を樹て幸に当局の許可を得て昭和21年初より着手し現在建設工事中であるが、肥料緊急要望の声に応じ川崎工場は21年当初、転換工場は同年8月より順次生産を開始してゐる。

終戦後2ヶ年を経過せる今日我国の現状は生産の低迷、インフレの昂進から経済上社会上

の甚しき不安定を生じ、又食糧、原材料の不円滑から稍々もすれば勤労者の生産意欲の低下を見んとして居る。斯かる現状にては生産を保持することばかりでも甚しい困難を感ずるのであるが、当社の如く大規模且つ錯綜せる転換及再建の工事を生産と併せ行ひつゝあるものは技術、資材、資金或は勤労意欲等のあらゆる面より見て能率的且つ強力なる処置を取るに非ざれば計画の完遂を期することは到底不可能に属する。

然るに今回当社は過度経済力集中排除法第3条第1項によって指定せられたので、法の精神を体し、種々再編成計画について考究した。然し乍ら現段階に於ける再編成計画の提出は以下に詳述する様に当社の渾然一体の有機的結合を破壊し臨時建設部を中核とする集約せる技術的統轄能力を喪失せしめ資材の面に於ても資金の面に於ても行詰を来さしめると共に工事完遂の原動力たる全員一丸の協力と工事完遂の意欲を阻害し為に計画は破綻に立至る惧があるとの結論に達せざるを得ない。

茲に於て当社は国民の要望たるこの工事の完遂の為にこの工事の全てが完了する日、昭和23年11月末迄再編成計画の提出を延期せられんことを熱望する」

このあと、かなり詳細に猶予を必要とする理由を、技術、資材、金融、勤労の4目項目に亘って述べ、資金問題に絡めて分割に反対する意見が最後に加えられている。すなわち、

「もし個々の事業場に分割せられた場合、各々が斯かる強力なる資金体制をもつことは……全く望み難いことである。従つてその場合各々の工事は資金的に行詰り、遅延はおろか破綻を来すは必定であらう。」

「……現在工事進捗率は80%を越へてゐる。然し乍ら残る工事の完遂にはより多くの困難が横たわつてゐることは工事の複雑化、生産面との競合、或は手持資材の窮屈化等より当然覚悟せねばならない。この困難を打開して計画の完全な達成を遂げる原動力となるものは勤労者の意欲であり、又当社経営者従業員の渾然一体の結合の他にはない。然るにこの中途の段階に於て機械的な分離が行はれたとするならば技術、資材或は資金の面に於て大いなる混乱を惹き起すのみならず計画達成の原動力たる当社全員一体となつての協力は打ち破られ各々の立場を固執する結果、資材及高級技術者の有効なる統轄性、融通性を失ひ、工程の大なる遅延、工事の完遂も期し得ない場合に立至るかも知れない。

(尚当社の再編成計画に関してその実施は別として計画をこの段階に於て樹立すべしとの意見もあらうが、これは日本人の本性を理解せられる場合に於て全く同一の困難を招くものなることを諒解願へることゝ信ずる。現在に於てすら分割に関する風評がともすれば各事業場に固執的空氣を生じ勤労意欲、協力の低下を見んとする傾向を示し当社がその対策に腐心しつゝある表情を御諒察の上再編成計画の提出を工事完了の日まで延期せられんことを熱望する。)」

最後の括弧内は、原文上抹消が加えられているので、提出時にはくどいと思って抹消したのであろうが、事業現場が企業分割の恐れに動揺していたことが知られる。

この猶予願には日付がないが、別な資料から23年3月9日の提出と推定される⁽⁴⁾。とにかく肥料生産が至上課題の当時、肥料増産工事完成を御旗に掲げて、それを阻害する企業分割に反対する態度を示し、工事完成まで再編成計画提出を延期する希望であったことが知られる。

持株会社整理委員会が猶予願書をどう取扱ったかは不明であるが、昭和電工は4月8日付で再編成計画書⁽⁵⁾を同委員会に提出している。その冒頭に次の文章が記されている。

「当社ハ、過度経済力集中排除法並ニ企業再建整備法ノ立法ノ精神ニ準拠シ附表ノ如ク4事業所ヲ分離シ3個ノ第2会社ヲ設立、残部ハ……当社ノ生命トスル化学肥料増産設備ノ復旧並ニ転換工事完了迄ノ当分ノ間ハ化学肥料、工業薬品及軽金属ノ諸部門ヲ一括存続シタイ。従テ今回ハ存続会社ノ再編成計画ニツイテハ実施ノ場合ヲ想定シ概要ノ方針ヲ記載シタ」
そのあとの附表は第7表のごとくであった。すなわち、昭和電工は存続会社として12工場、4発電所、1鉱業所を持ち、新設の第2会社として豊里鉱業所が豊里鉱業（資本金1000万円）に、川口鑄造所が昭和鑄物（同150万円）に、小海工場と松本工場が昭和電気製鉄（同500万円）になるという内容である。

最後に付けられた「(第6号) 其ノ他参考トナルベキ事項」には次の記述がある。

「予備報告書、再編成計画作成ノ意図ノ簡單ナ説明書ニ記述シタ様ニ当社ハ目下肥料工場ノ復旧、転換工事ノ進捗過程ニアリ、全社一丸トナッテ各事業場間ニ人的ニモ、資材的ニモ、金融的ニモ有効適切ナル有機的関連ヲ保チツツ鋭意ソノ完成ニ邁進シテ居ルノdeal。

従ッテ比較的協力能力ノ薄イ前掲第2会社トナル4ツノ事業場ヲ除イタ他ノ事業場ニ対シ現在直ニ再編成計画ヲ行フコトハ各工場間ノ協力態勢ヲ破リ工事ノ進捗ヲ阻害シ惹イテハ肥料増産ノ急速ナル達成ヲ期シ得ナイコトヲ惧レルモノdeal。

又軽金属部門ニ於テハ内外ノ要望ニヨリ輸入ボーキサイトニヨル生産復興ノ機運ニアルガ現在規模ノ生産ニ於テハ到底経理ノ健全性ハ期シ得ナイ故分割独立スルコトハ困難ト云ハネバナラナイ。

従ッテ前掲4ツノ事業場以外ノスベテノ工場ノ再編成計画ノ提出ハ当分ノ間御猶予ヲ希求スル次第deal。」

ここでも主力工場群の分割反対の趣旨が述べられている。そしてこの「再編成計画書」にはかなり詳細な「再編成ノ基準（基準第3）ノ各項目ニ該当スル事実ヲ記載シタ説明書」⁽⁶⁾が添付されていた。

結局、昭和電工の主張は認められ、企業分割は回避された。各事業分野での同社の独占力は問題にならないと認定されたことになる。

第7表 存続会社・新設第2会社

		事業場名	事業内容
存続会社	昭和電工（株）	本社	
		大阪出張所	資材購入
		川崎工場	硫安
		鹿瀬工場	石灰窒素
		富山工場	石灰窒素
		小滝鉱業所	石灰原石
		塩尻工場	石灰窒素
		秩父工場	石灰窒素
		（秩父発電所）	（電力）
		旭川工場	石灰窒素
		横浜工場	アルミナ、化学薬品
		大町工場	人造黒鉛電極、天然黒鉛電極
		（広津発電所）	（電力）
		（常盤発電所）	（電力）
喜多方工場	アルミニウム		
広田工場	化学薬品		
（湯ノ上発電所）	（電力）		
興津工場	化学薬品		
館山工場	化学薬品		
新設第2会社	豊里鉱業（株）	豊里鉱業所	石炭
	昭和鋳物（株）	川口鋳造所	鋳物
	昭和電気製鉄（株）	小海工場	電気銑鉄
		松本工場	電解鉄

〔註〕新設第2会社ノ内「昭和鋳物株式会社」ハ前回「昭和鋳造株式会社」ト呼称セシモ立案中同名会社発生セルタメ改称セシモノナリ

因みに、同業の三菱化成では、昭和22年4月時点で『東洋経済新報』は、次のように観測していた。

「三菱化成の解体は、まだはっきりしていない。しかし当社の場合には容易に分離することができる。というのは現在の三菱化成は、旧日本化成を中心に人絹スフ工業の新興人絹、曹達、硝子工業の旭硝子がつぎつぎに合併されて出来たものであるから分離するとすれば、昔の姿に返しさえすればいいからである。……そして当社の場合には、分立の如何に関わらず化学工業部門で最も恵まれた境遇にあるわけであり、依然として同業界における指導的地位を占むる三井化学とともに華々しい活躍を続けてゆくであろう」(7)

このように三菱化成はむしろ異質な多角化で大膨張した経緯があるので、この記事の説明は納得でき、昭和電工や住友化学とは異なった状況にあったというべきであろう。昭和電工は日本電気工業と昭和肥料の合併で成立したとはいえ、その後は子会社を擁しつつも単独で発展してきたから、企業分割といえは本体の分割であって、合併会社の切り離しではない。三菱化成で言えば中心の旧日本化成の再分割を意味する問題である。しかし三菱化成でも、GHQの分

割内示が上記の3分割から8～9社に細分割する案に変わったため、3分割以上には絶対反対の立場から、3分割体制を既成事実化して抵抗し、結局、3分割に止まったという経緯があった(8)。

- (1) 「D-11集排法等①」所収(33075～8)
 (2) 説明書の「当社製品ノ国内比率」表によれば、塩素酸加里(生産高57%、生産能力46%)、青化曹達(51%、33%)、硝酸加里(62%、45%)とある。附表1は当時の製品別シェアを示すものとして有意義と思われるので、再掲しておこう(33076)。

昭和電工製品の国内比率

(単位:トン)

製品名	生産高			生産能力			全国生産実績調査先
	昭電	全国	比率	昭電	全国	比率	
石灰窒素	45,952	212,322	21	107,880	350,000	30	石灰窒素協議会
硫安	70,584	711,941	10	120,000	1,020,000	12	硫安懇話会
アルミニウム	1,240	3,176	39	4,100	64,000	6	商工省
人造黒鉛電極	3,152	11,538	27	3,500	24,500	14	日本炭素工業協議会
天然黒鉛電極	181	17,121	1	1,400	38,000	4	〃
塩素酸加里	458	800	57	1,440	3,120	46	加里塩懇話会
苛性曹達	2,087	43,189	5	5,300	95,000	5	商工省(11月迄ノタメ12月概算計上)
青化曹達	232	456	51	2,000	6,600	33	金属曹達組合
硝酸加里	110	176	62	1,800	4,000	45	加里塩懇話会
沃度加里	4			9			
純沃度	3			6			
電気銑鉄	2,210	101,068	2	10,000	275,000	4	電気銑協会
電解鉄	238	525	45	540	3,100	17	〃
鑄鉄	156			480			
石炭	127,480	27,229千トン	0	120,000	22,300千トン	1	石炭庁
アラシダム	258	1,232	21	1,500			研削材協議会
炭化珪素	29	332	8	1,200	16,000	17	〃

- (3) 「D-11集排法等①」所収(33066～74)
 (4) 持株会社整理委員会宛の「再編成計画ノ作成ニ関スル意図ノ簡單ナ説明書」(23年3月9日付、「D-11集排法等①所収」33080)に猶予願書の提出が記されている。その説明書の補遺には次のことが付言されている。

「補遺

1. 豊里鋳業所 2. 川口鑄造所 3. 小海電気銑鉄工場 4. 松本電解鉄工場

前記4工場のみは売却又は独立しても肥料工場の生産或は復旧再建に対し重大支障を来さない。

其他の工場の設備人員は急速復旧のために動員されてゐる現状であるから当社の工事を最も早期に完成するために出来得る限りの便益を得る様御許可を願いたいのである。」(33081)

- (5) 「D-13集排法等③」所収(33382～425)
 (6) 同上、(33429～77)。そこには(1)企業ノ歴史、(2)地理的位置、(3)中央事務所ノ機能、(4)関連性ノナイ事業活動、(5)水平的結合又ハ垂直的結合、(6)共通原価、(7)代用品(該当なし)、(8)商標及企業名、(9)特許権、(10)能力、(11)会社間ノ株式所有などが記述され、昭和電工の独占力を審査する狙

- いが窺われる。反面、会社側の説明ではあるが、事業内容がかなりよく分かる資料となっている。
- (7)「三菱化成 分離後も好調か」『東洋経済新報』昭和22年4月26日、20～1頁。
- (8)『三菱化成社史』144～6頁参照。

4)認可申請書の提出とその内容

最終的には、昭和24年4月以降のある時点で企業再建整備計画認可申請書が永井清次社長の名で提出され10月31日付で認可された。従来、多くの社史をみても申請書自体は示されていないので、昭和電工の事例を掲げておくのも無意味ではあるまい。昭電の申請書とは次のようなものであった⁽¹⁾。

「企業再建整備計画認可申請書

昭和20年11月24日勅令第657号に依る認可申請書

住 所 東京都港区赤坂溜池町30番地4

本社事務所 東京都港区赤坂溜池町30番地4

商 号 昭和電工株式会社

代 表 者 取締役社長 永井清次

業 種 化学工業

電話番号 (48) 赤坂代表2013-5

同 右 2515-8

事務担当者 企画部再建整備課長 佐野健児

一、会社の住所及び商号

住所 東京都港区赤坂溜池町30番地4

商号 昭和電工株式会社

二、特別管理人の住所、氏名及び会社との関係

住 所	氏 名	関 係
東京都目黒区柿の木坂306	迫 静二	債権者株式会社富士銀行代表者
東京都新宿区信濃町32番地ノ4	佐分利一武	債権者株式会社日本興業銀行代表者
東京都渋谷区神山町20番地	永井 清次	昭和電工株式会社取締役社長
東京都世田谷区玉川奥沢町 3丁目18番地	野村 昌委	同 取締役

三、会社の資本金額及び払込資本金額

公称資本金額 244,000,000 円

払込資本金額 152,500,000 円

尚未払込株金 91,500,000 円を昭和24年2月25日付を以て徴収中

四、会社の営む主な事業

左の品目の製造並に販売

(イ) 硫安、石灰窒素、カーバイド等

(ロ) アルミニウム、人造黒鉛電極、天然黒鉛電極等

(ハ) 塩素酸加里、塩素酸曹達、苛性曹達、青化曹達、塩酸、晒粉、硝酸加里、沃度加里、純沃度、塩化加里等

(ニ) 特殊鉄、電解鉄、合金鉄、鋳物、研削材等

(ホ) 石炭

五、法第5条第1項又は法第21条第1項の何れの規定によって申請するかの特

法第5条第1項の規定による

六、則第7条の規定による整備計画

別紙の通り

七、法第13条の2の規定により付記しなければならない意見を表明した利害関係人の氏名

又は名称、当該意見の内容及当該意見を採用しなかった理由

(記載なく不明——引用者)

八、その他参考となるべき事項

当会社は昭和22年法律第207号（過度経済力集中排除法）第3条の規定により昭和23年2月8日付を以て持株会社整理委員会から指定を受けたが、昭和24年4月15日付を以てこの指定は取消された

右申請致します

昭和24年 月 日

東京都港区赤坂溜池町30番地4

昭和電工株式会社

特別管理人 迫 静 二

同 佐分利 一 武

特別管理人 永 井 清 次

同 野 村 昌 委

大蔵大臣 池 田 勇 人 殿

商工大臣 稲 垣 平 太 郎 殿

以上の申請書は日付記入がなく、添付された「整備計画」には僅かながら訂正・変更などの書き込みがあるので、まだ社内段階の案と推測される。しかし申請書に盛込まれる内容、書式などはこの通りと思われ、当時の他社にも通用する企業再建整備計画認可書の姿と想像される。

申請書自体は予想外に簡単なもので、実質は添付の詳細な「整備計画」に盛り込まれている。その内容は省略するが、28項目について回答する形を取り、昭和電工の場合21項目を「該当なし」と記入しており、これも一定の書式が用意されていたわけである。

認可書には表現されていないが、「整備計画」に盛り込まれた内容で重要な変更がある。

第1点は、「当社は現状のまま新旧勘定を併合して存続する」としたことである。前述の3つの第2会社を新設する案は破棄され、「現状のまま」としたのは大きな変化である。すなわち、主要工場の分離が不問となり、企業分割の必要性が消えた以上、本体と関係の薄い第2会社の設立はどうしてもよくなったのであろう。同社にとっては面倒な仕事が減ったことになる。

第2点は、資本金を変更することである。未払込株金9150万円は「昭和24年1月25日付を以て……徴収中」とあり、その上で2億4400万円の資本金を7億円に変更することとした。変更の理由を「資本構成を是正し一部は旧債の弁済財源とし、一部は運転資金に充当する為取敢ず第1段階として右の額まで増資する」とした。これらによって同社が得られる資金は、増資分4億5600万円（額面50円全額払込）と払込徴収9150万円の合計5億4750万円の巨額に達する。増資新株式は認可時点の旧株主に732万株、役員・社員・縁故者に72万株、一般公募108万株という予定であった。

そのほか定款目的（営業科目）の変更も若干あった。

そして再建整備計画書は提出され（提出日不明）、昭和24年10月31日付で認可された。その日付で新旧勘定は合併されたが、指定時と対比すると第8表のようである。そこでの特徴は次の通り。

第1に、総資産規模は指定時の約5倍（69億円）に膨脹したが、指定時には未整理勘定約4億円と未払込資本金約1億円が含まれていたから、実質では2年強の間に8倍弱の膨脹である。

第2に、その膨脹は大規模な設備投資（26億円）と、生産・販売回復による棚卸資産増（22億円）、受取債権増（9億円）、現預金増（3億円）が主因であるが、物的資産の増加ぶりがいちじるしい。

第3に、その膨脹を支えたのは短期負債であって65億円に及び、特に短期借入金35億円と支払勘定15億円が目立つ。まだ、社債や長期借入による調達まではできていない。

第4に、自己資本は資本金が全額払込済みとなり（2.4億円）、当期利益金が0.6億円になったとはいえ、合計して3億円に過ぎず、猛烈な自己資本不足である。当然、資本構成の是正が問題となる。

とはいえようやく特別清算勘定は消滅し、当面は増資によって自己資本強化を図りながら、短期債務の「ころがし」で凌いで行く姿が浮かんでくる。

この後の模様を昭和電工の社史は次のように述べている。

第8表 昭和電工の新旧勘定合計（指定時と合併時）

（単位：千円、％）

科 目	指定時(昭21.8.11)		合併時(昭24.10末)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動資産	279,197	20.1%	3,599,770	52.0%
現金・預金	16,620	1.2%	298,678	4.3%
手許現金	935			
自由預金（当座）	7,124			
第1封鎖預金	669			
第2封鎖預金	7,836			
その他預金	54			
短期貸付金・受取手形	2,591	0.2%	401,843	5.8%
前払金（商取引分）	37,898	2.7%		
受取勘定	62,612	4.5%	544,489	7.9%
商取引分	42,331			
投資・従業員分	1,400			
その他	18,881			
棚卸資産	159,476	11.5%	2,354,760	34.0%
原材料	32,686		891,445	
工場用消耗品	68,591			
半製品	8,310		443,508	
仕掛品	13,352		186,877	
製品	33,394		738,919	
副産物	1,373		94,011	
事務用消耗品	1,769			
投資	20,825	1.5%	1,681	0.0%
資本参加	19,224		82	
株式	18,992			
組合等出資	232			
長期投資 国債	498		1,599	
長期貸付金・受取手形	1,103			
固定資産	317,197	22.8%	2,964,156	42.8%
土地	13,169		34,474	
建物	36,142		736,927	
構築物	10,617		283,703	
機械装置	100,231	7.2%	1,553,644	22.4%
船舶	195			
車両運搬具	1,377		42,499	
工具器具	2,256		28,421	
その他			86,936	
建設仮勘定	153,209	11.0%	264,087	3.8%
繰延費用・前払費用	12,756	0.9%	30,509	
社債発行差金	1,003			
前払費用	10,643		30,509	
開発費	1,110			
無形固定資産	2,084	0.1%	66,539	1.0%
特許権・商標権	1,235			
鉱業権等	849		66,539	
未払込資本金	91,500	6.6%	91,500	1.3%
その他資産	79,350	5.7%	127,674	1.8%
繰越損失金	52,246	3.8%	39,759	0.6%
特別清算勘定	534,764	38.5%		
戦時補償請求権	110,624	8.0%		
在外資産	25,196	1.8%		
未整理受取勘定	398,947	28.7%		
総資産・総資本	1,389,917	100	6,921,597	100

科 目	指定時(昭21. 8. 11)		合併時(昭24. 10末)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
短期負債	407,739	29.3%	6,482,572	93.7%
短期支払手形・借入金	300,382	21.6%	3,819,864	55.2%
支払勘定 商取引分	48,711	3.5%	1,593,637	23.0%
未払費用	16,743	1.2%		
未払給料	2,903			
未払利息	1,767			
その他	12,073			
未払金	201		661,564	9.6%
前受金	19,172	1.4%	143,700	2.1%
諸預り金	163,370	11.8%	123,370	1.8%
その他負債	17,504		109,730	
長期負債 社債	5,026		154,075	
引当金	128,345	9.2%	11,169	0.7%
納税引当金	126,872	9.1%		
退職給与引当金	1,473		7,959	
減価償却引当金			3,210	
自己資本	291,519	21.0%	304,485	4.4%
公称資本金	244,000	17.6%	244,000	3.5%
法定積立金	5,790	0.4%		
別途積立金	5,000		1,300	
退職給与基金	500		500	
その他留保利益	23,742	1.7%		
当期利益金	12,487	0.9%	58,685	0.8%
特別清算勘定				
未整理支払勘定	398,944	28.7%		

〔備考〕指定時は第2表、合併時は『昭和電工統計資料』（648～9頁）より計算の上作成。比較可能性を考慮し、科目を筆者が整理した。

「この計画（再建整備計画のこと — 引用者）はただちに実行に移され、同日付けで新旧勘定を合併し、特別経理会社の指定は解除された。この時点での旧勘定債務は総額4億6853万9000円であったが、これは手持資金、遊休資産処分代金、増資資金などで返済することになった。この返済を含めた増資計画は、当時の資本金2億4400万円を、第1次増資3億600万円、第2次増資2億7500万円によって認可1ヶ年以内に8億2500万円とする予定であったが、実施にあたって変更があり、25年11月に第1次増資を行なって資本金5億5000万円とし、26年12月に第2次として倍額増資を行ない、資本金を11億円に増額した」(2)

これによって増資計画が大幅に変更されたことが分かる。また、いったんは第2会社に切り離しが構想された事業場のうち、川口鋳造所、豊里鋳業所は昭和25年に売却、松本・小海工場はのちに閉鎖ないし移設されることになる(3)。

因みに、同業の三菱化成の社史では、再建整備の内容について全く記述がなく、比較ができない。また、住友化学の社史では僅かな記述(4)があり、24年5月14日に再建整備計画認可申請書を提出し、8月30日に認可されたことが判明しているが、特別損失の額は昭和電工よりすくなく、企業分割を免れている。

- (1) 同社の「企業再建整備計画書」の原本は未見であって、本稿が依存したものは原本と若干の差異（書込みの存在）がある模様であるが、体裁は整えられ、内容もほとんど変わらないと推測される（ファイル名、通し番号なし）。
- (2) 『昭和電工五十年史』124～5頁。
- (3) 同上、129～30頁参照。
- (4) 『住友化学工業株式会社史』（昭和56年）は企業再建整備計画認可申請書の内容を次のように記述している。
 - 「一、当社は資本金4億円を10億円に増加する。
 - 一、商号と役員は変更しない。
 - 一、第2会社は設立せず、また合併は行なわない。
 - 一、新勘定資産の処分
 - 新居浜電業所の蒸気発生を主とする発電設備以外の電気設備（詳細省略）を住友共同電力に譲渡する。譲渡価格は帳簿価格の705万7960円とする。
 - 一、特別損失
 - 特別損失約7549万円は、原材料および半製品の評価替えによって全部補填する。
 - 一、資本増加
 - 増加資本金6億円は1200万株に分ち、1株の金額を50円とする。新株式は全部現金出資とし、その75%以上を旧株主に額面で割り当てる。残りの新株式は取締役会の定める価格で発行する。
 - 一、事業設備の拡張
 - 住友アルミニウム製錬の全設備を買収する。買収価格は1705万円とし、全額自己資金をもって賄う。
 - ……当社は11月30日に住友アルミニウム製錬の全設備を譲り受け、新旧勘定を併合し、また、同日、資本金6億円の増資払込を終了して、12月28日登記を終り、資本金は10億円となった。」(211～2頁)

6. むすび

本稿は、昭和電工の企業再建整備に焦点を合わせ、占領政策の変化、同業の三菱化成・住友化学との比較も視野に入れて考察したが、同社の再建整備の過程・内容を不十分ながら解明した積もりである。当時の企業再建整備に関する事例研究の意味を果たしたと思われる。最後に、考察結果から強調しておきたい諸点を次に述べておきたい。

第1に、当時の占領政策から打ち出される諸制限の厳しさである。経済の非軍事化・民主化を旗印に強烈な変革を打ち出したにもかかわらず、アメリカの対ソ戦略から変革は緩和・後退し、旧財閥企業・大独占的企業は安堵することになるが、占領直後の2、3年間におけるGHQの諸指令がまことに厳しいものであったことが知られる。昭和電工はいわゆる財閥には指定されなかったが、独占的大企業という位置づけの中で、諸制限を蒙ったわけである。敗戦後まもなく、現状変更を防止する会社制限令を皮切りに、特別経理会社、持株会社の指定、賠償指定、過度経済力集中排除法該当など、昭電はそのすべてにひっかかり、企業行動は想像外の細かいことまでチェックされたのである。大小さまざまな行動が許可制の下に置かれ、同

社にとって隔靴搔痒の感が深かったと思われる。実に、大企業経営にとって異常な時代であり、この限りでは各社共通の経験であったろう。

第2に、特別損失の発生とその処理についてである。この点は各社で若干の差があろうが、同業の化成や住化とは程度の差こそあれかなり共通性がある。特別損失の内容は、戦時補償打切りを筆頭に、営業上の損失、資産の喪失などを主とするが、諸利益で埋めきれない残額を棚卸資産の評価益で消す点では、3社共通であった。結果的には資産に含みがあつたことになるが、インフレに便乗した面も見逃せまい。昭電の特別損失はたしかに巨額であったが、最終的に資産評価益だけで処理可能であったことは、戦時補償打切りも賠償指定も戦災被害も、結果的には決定的な打撃とはならず、むしろ軽くてすんだと云えよう。

第3に、過度経済力集中排除法（集排法）の影響である。昭電は特別経理会社に指定され、新旧勘定に分離し、新勘定で事業を継続し、旧勘定で整理を進めたが、それは大企業各社共通のやり方である。そして企業再建整備計画作成を進める同社は、集排法の該当会社になって、企業分割問題に直面した。そのために整備計画の作成が頓挫し、計画提出の延期願を提出するという興味深い事実がある。企業分割のおそれと事業現場は動揺し、切り離し可能な事業場を第2会社にし、主要部門の分割を阻止すべく繰り返し陳情し、独占度が低いことを弁明している。化成・住化も企業分割反対で抵抗し、結局3社とも集排法の適用が解除されて分割を免れ、急遽、整備計画が完成するという点で共通である。適用解除は占領政策の転換を背景としており、再建整備計画作成に大きく影響したのである。同社が減資もせず、第2会社方式も取らず、「現状のまま」存続できたのは幸いであつたろう。

第4に、再建整備計画実施後の問題である。なるほど特別損失までは処理し、新旧勘定を併合して再建整備は終了し、正常な財務状態で企業経営を進めるわけであるが、昭電を例にとると、巨額の設備・棚卸を巨額の短期債務（主として借入金）で支える、いわば自己資本過少体質で再出発している。事業拡大の道を歩みながら、巨額の借入を返済し、どう財務体質を改善していくかが問われることになる。もちろん増資による是正が計画されているが、思うに任せぬ様相を見せている。再出発後の動きの解明は次稿以降の課題である。

〔付記〕本稿は、平成12・13年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「日本の重化学工業化と昭和電工」（代表者大塩武）による研究成果の一部である。本稿の使用資料については、昭和電工総務部、および特に川上秀一氏にお世話になったので厚くお礼申し上げる。

〈編集後記〉

もはや12月です。試験問題、講義要項、会議の連続…、大学の行き先…、配偶者特別控除はなくなるっていうし、私の専門分野の理論も混沌としていつのまにか守旧派になってる自分があるし、おっとこの辺でストップかな。

さて、企業再建整備に関する事例研究としての、「昭和電工の企業再建整備の考察」ですが、門外漢としての編集者としては、現下の日本の企業と国家行政の企業への対処の仕方などに思いをはせながら興味深く拝見したしだいです。骨太の研究っていいなぁ！ (K.H)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 古川 純

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
